

平成20年3月4日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年3月4日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成20年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	5 馬 場 勉	1. 食の安全について (1) 市は食の安全についてどのように考えているか (2) 学校給食との関係 (3) 地産地消への取り組み 2. 医療行政について (1) 後期高齢者医療制度の施行を控え市の取り組み (2) 広報の周知徹底 3. 長崎本線存続問題と新幹線長崎ルート問題について (1) 新幹線長崎ルート着工になった10年後の構想 (2) 市民運動を如何に捉えるか
2	14 松 尾 征 子	1. 多くの県民の声を無視した「三者合意」は許せない。今こそ無駄な公共事業「新幹線長崎ルート建設反対」の声を大きくする時。 2. 食の安心安全のために地元の農業・漁業を守る取り組みを。 3. 高齢者に大きな負担を負わせる後期高齢者医療制度に対し怒りが広がり、すでに500を越す地方議会で見直しや中止・撤回を求める意見書・請願書が採択されている。制度実施の中止を。 4. 生活保護行政について
3	8 福 井 正	1. 鹿島市の産業活性化（新エネルギーを活用したまちづくり）について (1) 荒廃園活用 (2) バイオエタノール生産 (3) バイオディーゼル燃料（BDF）生産 (4) 廃油回収システム 2. 安全安心のまちづくりについて (1) 水路調査 (2) 水路地図 (3) 防災組織間の連携 (4) 逆川流域の水害対策
4	2 松 尾 勝 利	1. 市民の義務、税金の納付について (1) 市税の収納率 (2) 滞納対策 2. 鹿島市の「公の施設」の運営管理について (1) 公民館の指定管理者制度 (2) その他の施設の指定管理者制度、業務委託

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、5番議員馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

おはようございます。5番議員の馬場でございます。通告に従い、3項目について一般質問を行います。

まず初めに、食の安全についてですが、皆さんも御承知のように、今、連日のように中国産の冷凍ギョーザがニュースで取り上げられております。昨年の食品偽装以上に世の中をにぎわしているのですが、現在、私たちが口にしているものの大半が外国産かその加工品であるという、食品に農薬が混入していると聞けば残留農薬かと考えたり、故意に混入されたものなのかと疑ってしまう。でも、恐ろしいと思う前に、こんなにも外国産の食品が入り込んでいることに驚かされます。日々、何気なく口にしている自分にも驚くばかりです。食材の一つ、大豆を例に挙げても、現在、95%以上が外国からの輸入とされているということです。だから、豆腐や納豆、それにみそ汁など、なれ親しんでいる食品ですけれども、国民のほとんどの人が毎日のように口にしているということになるわけです。

我々が生きていく上で最も大切な食が、今、問われているのです。命にかかわることなんです。我々が食料品を買うとき、これはどんな材料を使い、どこで生産されたのか気になります。このように、加工食品や農産物の輸入がふえる中で、国産品と輸入食品、輸入農産物の実態をしっかりと把握するということが、一般消費者にはちょっと難しいでしょう。しかし、国民の命を守る義務からも、国はしっかりと管理監督をやっていただきたいと思っております。収穫後のポストハーベスト、いわゆる残留農薬の問題や、以前からも言われています添加物の問題、消費期限、賞味期限の問題、さらに生産地や加工会社の表示の問題などです。

また、我が国の自給率も40%を切り、国としては何とか自給率を上げようと考えてはいても、農業政策等に問題を抱えて、なかなか進んでいないのが現状ではないでしょうか。今、その食の問題が子供たちや高齢者、弱者ですね、こういう人を直撃しております。各家庭でも皆、食に対する関心は高いと思いますが、ある程度の自己責任を問われる社会の中で、自分の身は自分で守らなければならないのかもしれないかもしれません。しかし、子供や高齢者は本当に無防備です。国や県はもちろん、身近な自治体の行政の力で守ってやらねば、だれが守ってや

るのですか。

このようなことを背景に、1999年7月にJ A S——日本農林規格法が改正され、一般消費者向けのすべての飲食物品に原産地表示が義務づけられることになりました。生鮮食料品については2000年7月から、加工食品については2001年4月から適用されています。しかし、ここに来て偽装問題を含め、国の監督責任が問われる問題が噴出しています。だからといって、人は食べないでいるわけにはいきません。市も市民の安全・安心にこたえなければならぬと思います。

そこでお尋ねですが、市として食の安全に対する考えと、その対策についてお聞かせください。また、このような食の安全が大きく取り上げられている中で、学校給食の食材として使われているものの現状がどのようになっているのか、また今後、この問題への取り組みをお聞かせください。

それから、鹿島の農業のあり方にもかかわってくるのですが、この鹿島で生産されている農産物、あるいはその加工品をできるだけ地元の子供たちのためにも使ってほしいと考えますが、地産地消の問題の一つとしての学校給食とのかかわりと今後の取り組みをお聞かせください。

次に、昨年9月議会でも私が質問しました医療行政についてですが、今回は後期高齢者医療制度について幾つかお聞かせ願いたいと思います。

この制度は、2006年国会で強行に通され、ことし4月から施行される制度ですが、国民への周知徹底がなされているのか、いささか疑問と思える制度のように感じます。現在、全国で1,300万人、鹿島では4,700人を超す75歳以上の老人がおられ、これを後期高齢者という別枠の医療制度で扱い、国の年金問題も解決していない中で、保険料を年金より天引き、徴収するなど、またしても高齢者に対して有無を言わず課税をし、医療費抑制問題を転嫁している制度に見えるのです。また、今まで保険料を払っていなかった被扶養者200万人に対しては、10月から徴収するというような不公平な制度ではないかと。また、滞納者からは保険証を取り上げることなど、この制度施行による徴収や滞納に対する諸問題を、都道府県単位の広域連合組織との連携の中で市の保険健康課を窓口としただけで対応できるのか、いささか疑問に思っているのです。ただ、今でも市報やチラシ、パンフレット等で広報活動がなされてきていることは承知しておりますが、対象者本人がどの程度理解されているのでしょうか。

そこでお尋ねですが、今までの窓口業務の中で、対象者からの問い合わせなどから、どのような問題を想定されており、また、どのような対応をする計画があるのかをお聞かせください。

次に、九州新幹線長崎ルート着工問題に絡み、昨年12月に佐賀県、長崎県、J Rの3者による基本合意により、この長崎本線が上下分離方式ながら、J Rにより新幹線長崎ルート完

成後、20年間は経営するということになり、今までの並行在来線沿線自治体の同意なしに新幹線の着工が可能となり、まさに着工が決定されようとしています。JR長崎本線は、名目上、存続という内容ながら、その中身は前の経営分離問題のときとそれほど変わらないものです。

この十数年間というもの、市長を先頭に多くの市民が先人から受け継いだ財産であるこの長崎本線を何とか残したいと運動してきたことが生かされないのではないかと危惧しております。ただ、この運動を通して、一貫して今のままでの長崎本線存続をと訴えてきたことの評価と、それに伴う効果は市民の思いとともに後世に語り継がれると思っております。しかし、現実問題として、これからの鹿島を具体的にどのようなまちにつくり上げていくのが問われてくると思います。定住人口、交流人口などの問題を含め、また、広域的な点からも近隣市町村との連携強化も図らなければならない。そこで、まだまだ続いていくJR長崎本線存続問題、各振興策の問題、新幹線長崎ルートの問題など、鹿島のまちづくりと絡めて市民の皆さんに訴えかけ、ともに考え、推し進めていくときと思いますが、その点をどのようにお考えか、お聞かせください。

また、市民団体の一つ「なし?会」という会が、この長崎本線存続問題の運動の中で絶滅危惧種と言われる「白いかもめ」の保護を訴え、精力的に活動し、運動を続け頑張っているのは御存じと思いますが、これからもこのような運動に対し見守っていただけでなく、協働してやっていくことを考えておられるかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

以上で、私の1回目の質問といたします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

5番議員の1項目めの、市としての食の安全について、どのように考えているかについてお答えをいたします。

消費者行政の立場から、現在、3点ほどの対策をやっております。

まず、1点目が啓発活動でございますけれども、食の安全及び偽装に関して、チラシとか市報等を通じて啓発を行っているものでございます。例えば、昨年7月でございますけれども、コンニャクゼリーによる窒息死事故等に関する注意を市報等で行ったところでございます。

2つ目が、計量法に基づく量目検査等の立ち入りを実地いたしております。これは、計量法に基づきまして年2回でございますけれども、市内の大型店のほうで4店舗でございますけれども、食肉、それから魚介類、野菜等の量目検査を行っております、これが実際の量と表示量に差がある場合につきましては、必要な措置をとるように指導等を行っております。

ろでございます。

3項目めでございますけれども、消費生活苦情相談の対応でございますけれども、今回の場合の健康被害、中国産冷凍食品による健康被害に伴う相談につきましては、消費生活苦情相談で受け付けをした場合には、県の関係機関、各保健所や福祉事務所等及び国民生活センター等へ情報の提供を行うようにいたしております。

以上が現在行っているような対策でございます。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、食の安全についての学校給食との関係につきまして、答弁をさせていただきます。

議員御質問の、給食センターで使用しておる食材についての実態をとということでございます。まず、ちょっと4点に分けて、大きな食材ごとに御説明を申し上げたいと思います。

まず、給食センターで使用します食材につきましては、そのほとんどを鹿島市学校給食納入組合を通じて購入いたしております。まず、青果、魚等についてであります。これにつきましては、市内の青果市場、それから魚市場を通じまして納入ということになっております。発注いたす場合におきましては、まずは市内産や県内産を優先して納入してもらうようお願いをいたしております。ほとんどが、大部分が国内産という実態でございます。ただ、一部外国産もやはりございます。そういう中では、そういうものの納入となりますと、輸入証明、それから残留農薬等の検査証明、それから、遺伝子組み換えの有無の証明書などを提出してもらっておるところでございます。

次に、肉類とかめん類、食用油、みそ、しょうゆなどにつきましては、これは地元の業者の方から納入をいただいております。その原材料のほとんどは国内産が使用されておりますけれども、しょうゆなどにつきましてはのほんの一部の製品におきましては、外国産の原料が使用されているものもございます。その場合におきましても、輸入証明、残留農薬等の検査証明などを提出してもらい、品質には万全を期しているという状況でございます。

また、主食であります米でございますが、これにつきましては、市内産100%ということになっております。

次に、最後になりますが、現在、問題となっております副食などに使います冷凍食品でございます。ほかの市町村と比べまして、使用頻度は低いということでございますが、佐賀県学校給食会を通じまして、学校給食のほうにも使用実績があります。それらをすべて調査いたしました。納入品すべてが国内製造品ということで、中国産の製品は使用しておりませんでした。

ただ、そうはいいますが、原材料につきまして、やはりどうしても、国内産であっても一

部外国産、中国産を使っているものもございます。そういう品質につきましても、残留農薬や細菌などの検査を通ったものだけを使用しておりまして、安全性については問題ないものと認識はいたしております。そうはいうものの、今回の中国製ギョーザの健康被害が発生した後は、保護者などの感情などにも配慮いたしまして、メニューからギョーザや中国産が入った食材を使用した冷凍食品はすべて外すと。それから、一部中国産の青果、野菜物あたりもありましたが、それらはすべてカットをするというような形で給食の提供を今やっておるところでございます。

今後につきましても、あらゆる情報にアンテナを張りながら、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きに、地産地消の絡みで学校給食はどのようなかわりを持っているのかということの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

給食におきます市役所の取り組みの一環としては、先ほども申しましたが、納入組合にお願いしているのは、まず、価格が同じであれば、とにかく市内産や県内産を最優先でお願いしたいということでの発注依頼をいたしておるところでございます。しかし、価格等において、県内産とか市内産が高い場合には県外の品物になる場合もございますし、多量に消費いたしますが、県内産では数量が賄えない野菜類、例えば、ニンジンとかジャガイモなどがございすけれども、これらにつきましては、どうしても県外産を使用せざるを得ないということで、県内産の使用実績が思ったように上がっていかないという原因となっておるところでございます。

ちなみに、平成18年度の地元食材の納入実績といたしましては、これは副食でございますが、県内産で45.9%というふうになっております。地元でニンジン、ジャガイモなどにつきまして、価格や供給量が年間を通して安定して供給できるような体制ができれば、これらの数値も増加していくものとは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、長崎本線の問題についてお答えをしたいと思います。

議員の質問は、新幹線着工になった場合の10年後のことを考えてどう対応していくか、市民の要望をどうとらえて、酌み上げてまちづくりを進めていくかという観点と、もう1つは、市民団体の「なし？会」との協働をどう考えていくかというようなことだったと思えますので、その点についてお答えをいたしたいと思えます。

長崎ルート着工になった後の構想ということですがけれども、まちづくりのことになりますけれども、平成23年度からの今回5年になるか10年になるか決定をしておりますけれども、

鹿島市の運営の指針となります総合計画づくり、この作業に21年度から入っていくことになると思います。20年度はその準備に取りかかることにしております。その際、10年後の鹿島市の姿を描きながら、市民の要望をまとめ、実現への道筋を第5次総合計画としてまとめていくこととなりますけれども、その一連の作業に20年度から入っていくということになります。

今、新幹線の問題もありますけれども、人口減少時代の行政のあり方というのが1つ大きな問題としてございます。長崎本線の将来予測も含め、鹿島市のまちづくりについて行政内外の意見を集約しながら、いろんな可能性について検討をしたいというふうに考えているところでございます。そのとき求められるのは、目の前の出来事に右往左往するのではなく、少し長いスパンで考えることが必要だというふうに思っているところでございます。

それからもう1つは、市民運動をいかにとらえるかという視点だったと思います。長崎本線存続運動は、市民、行政、議会がそれぞれの立場で得意な分野の役割を果たしていくということで、力を結集して取り組んでまいりました。鹿島市、つまり行政の立場では、新幹線長崎ルート建設に伴う長崎本線の経営分離に同意をしないことが、長崎本線を現在のまま残すための唯一の方法ということで、国や県と直接対峙をしながら力を尽くしてまいりました。市民グループ「なし?会」では、市民感覚のソフトな表現で新幹線建設に対し疑問を投げかけ、「白いかもめを守ろう」というスローガンを掲げて全国的な応援体制をつくってもらっているという認識であります。

長崎ルート建設を取り巻く状況は、建設推進へと大きく前進をしているように思います。鹿島市では、着工認可が出されるまではこれまでと変わらず、長崎本線の現状のままの存続を求めているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

馬場議員の後期高齢者医療制度に関して、これまで窓口での問題点、あるいは問題点に対する対処の方法ですね、これについてお尋ねでございます。

御存じのようにこの医療保険制度は、ことしの4月から新たに導入される医療制度でございまして、原則75歳以上の方がみんな後期高齢の医療制度に移っていただくということになっております。新しい制度ですので、周知をどういうふうに図るかということが一番問題だろうというふうに思います。この件については、御存じのように、現在市のほうで昨年6月ぐらいから市報等によりまして広報をしております。そして、これまでも一般のマスコミでも相当取り上げておられるようでございます。

この制度は、平成17年から社会保険審議会医療部会のほうで検討されております。それで、

私も時々記事の切り抜きをしておったわけですけれども、17年で10回、18年で5回、実際はもっとにょんにゆかたでしょうけどね、取り上げ方はですね。そういうことでなっております。19年度は、これよりもっと多くの記事が日刊紙あたりでも取り上げられると思います。特に18年7月15日やったですか、これは地方のある有力紙なんですけれども、この後期高齢者制度に、図示をしながら非常に詳しく記事が載っておりました。そういうことで、国民の間にもある程度の周知は図られてきているんじゃないかというふうに思いますけれども、それに加えて私どもも、そういうふうにして現在広報に力を入れているということでございます。

それから、ほかに問題点というのが、これまで被用者保険の方ですね、被用者保険の被扶養者、こういう方たちには保険料の賦課がございませんでした。これらの方たちがこちらの後期のほうに移れますと、保険料が賦課をされます。これあたりがひとつ十分にこれらの方に周知をする必要があるだろうというふうに思います。特にこの保険料の賦課につきましては、当初の賦課額から、20年度に限りなんですけれども、保険料の徴収は半年間が凍結をされて、あとの半年は10分の1という保険料の賦課額になっております。額でいいますと、2,300円という形になります。それから、2年目が実際の賦課額の半額という形で、そこら辺が少し複雑になっているのかなというふうに思います。ここら辺についても周知を図っていく必要があるだろうと。

それからもう1つ、原則この被保険者というのは75歳以上ですけれども、一定の障害を持たれる方ですね、65歳から74歳の方ですけど、こういう人たちもこの後期高齢者医療制度に加入することができるんですね。この人たちが現在の医療保険の制度に残ったほうがいいのか、後期高齢者に移ったほうがいいのか、ここら辺は非常に判定が難しいわけですね。例えば、御本人さんの所得とかですね、それから家族構成とか、それから、実際に障害の程度がどういう程度なのかですね。一定の障害を持ちますと、医療費扶助というのがありますので、そこら辺を総合的に見ながら判定せざるを得ないというふうになっております。特にこの判定が非常に難しかもんですから、現在、この方たちが市内に約260名ほどいらっしゃいます。その人たちに通知をやりながら、御相談に応じているというところでございます。それから、これが被保険者の方たちに対する問題点だろうというふうに思います。

それから、内部的には御存じのように、この保険料の徴収という、まず、窓口の事務は各市町村が実際やります。それから、その窓口事務の中に保険料の賦課、徴収というのがあります。賦課は広域連合がしますが、徴収というのがあります。当然、新しい仕事がふえるわけでごさいますので、その体制をどうするかということで、19年度の中ぐらいから庁内で検討いたしまして、ことし4月以降、国保係がこの業務を持ちますので、職員1名と、それから補助職員1名の2名を増強していただくという形になっております。そういう形で4月1日の事務については対処をしてまいりたいというふうに考えております。

以上のようなことです。

○議長（橋爪 敏君）

5 番馬場勉君。

○5 番（馬場 勉君）

それでは、2 回目の質問を行いたいと思います。

まず、食の安全ということで、市民の方、国民もですけれども、市民の方もかなり心配をしておられると思っております。特に、子供さんを持たれる親御さんはかなり心配ではないかと。その親御さんに対しても、やはり先ほど言いました給食等で、どのようにその食材というのが取り扱われているのかというようなことはかなり心配であっても、なかなかどうよになっているかわからないと思われまので、先ほどその辺についての答弁をいただきましたけれども、納入業者と言われる組合ですかね、納入組合、こちらのほうの証明書をいただくというようなことを先ほど御答弁いただいたんですけれども、その内容についてのチェックというのは、ほとんど今までは信用してこられたんではないかというような気がするんですけれども、その辺に関して定期的な立ち入りだとか、チェック、そういうことをやっておられるかどうかをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

2 回目の御質問にお答えいたしたいと思いますが、一応、基本的には段階、段階に応じて、すべてが検査の義務を負っているというのがまず実態としてあるということを御認識いただきたいと思いますが、まずは生産者の段階でのですね、例えば、青果でありましたら残留農薬の検査を何品目かは抜き打ちでやられるとか、そういった生産者段階での検査、それから、加工業者の段階での、これはまた検査があります。それをずっと通ってきて、納入業者のほうから給食センターに入ってくる、そういうところで生産段階、加工段階、それから納入段階で、その時点、時点でチェックを掲げながら入ってきているというのが実態ということがあります。

その中で、給食センターとしては、またその中でどういうふうな係を持っているかと申しますと、例えば、これはちょっと不定期であります。不定期でありますけれども、抜き打ちで細菌検査を行ったり、それから、例えば残留農薬の検査も、これは3年に1回でありますけれども、抜き打ちでやるとか、これは保健所の指導あたりで検査をやっているということでございますので、基本的には先ほど申しましたように、万全を期したところでの体制になっていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

チェックをしていただいているということではありますが、やはり食の安全ということに関しては、なれ合いにならないことでやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。こういうふうはその加工、あるいは生産者からの納入の時点でいろんな証明だとかチェックをやっておりますというようなことの申し出に対して、やはり積極的にこちらから現場なりに行って、こういうふうにやっておられるというものを見ていただいて、チェックをしていただいたなというふうに思っております。

また、ちょっと前後しましたけれども、先ほど観光課のほうから御答弁いただきました。一般の食の安全ということに関しては、問題が起きたときにチラシ等で啓発活動を行っているというようなことを言っていただきましたけれども、それ以上にやはり市内で加工されたりとかいうことは、徹底して行政の方が加工業者とか、ああいう方たちの実情を把握していただいて、市外から、または県内産とはいえ、また外国産とはいえ、やはりどういうふうな形で販売しているのかということ、逐一チェックをその点もできるだけしていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点に関してはどういうふうに思っておられるか、御答弁をお願いしたいんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

5番議員の2回目の質問にお答えをいたします。

消費者行政の立場からは、先ほど申し上げたようなことをやっておりますけれども、先ほどおっしゃいましたように、今後一層、特に食の安全につきましては、市民の方の健康が大切なものがございますから、今後ともやはり今まで以上の、例えば、県からの情報とか、そういうものを早く市民の方へ流すというふうなことも考えながら、今後ともやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

こういうことは問題が起きてからでは、かなりエネルギーを使うものですから、その前にやっぱり予防をするという立場から取り組んでいただきたいなと思っております。

また、地産地消についての取り組みということでお答えいただきましたけれども、価格が同じであればということで、納入をしていただいていると。ただし、やはり中にはよそからのものをというようなことですが、できるだけ市内でとれるものを調達していただい

て、子供たちに鹿島でこういうものがとれているんだと、そういうものをやはり感じてもらうようなことでやっていただけたらと思っております。その辺の子供たちへの働きかけというんですかね、地産地消という言葉は発してはいるんですけれども、子供たちへの教育等についてお聞かせ願いたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

地産地消につきましては、どこもが願うところでありましてけれども、実際問題としては、先ほど言いましたように、いろんな限界といいますかね、感じるところも正直あります。そういう中で、鹿島市の場合は3,000数百食というのを一手に賄っているわけですので、できるだけ利用効率を上げる努力は今後ともやっていきたいというふうに思っております。

今お尋ねの教育的な意義といいますかね、地産地消についての。今おっしゃったとおりなんですよ。1つの側面から申しますと、地元でとれたものを地元で活用するということは、地場産の振興という面で、やっぱりだれしも理解できることだと思います。もう1つは、学校給食としての教育的な意義ですね、これが認識されるべきではないかと思っております。例えば、きょうのこの野菜は市内のどこどこでつくられたものですよというようなものがなれば、やっぱり生産者そのものへの親近感といいますか、あるいは生産過程でのおっしゃったような御苦労への感謝とか、あるいは地元への理解となって愛着というようなことで、地産地消を通して得られる教育効果というのは非常に大きいわけですね。だから、いわば食することで、おなかを満たす以上に、やっぱり心の栄養にもなっていくというのが大切な一面を有しているということを私自身も改めて感じる場所がありますので、そういう意味でも一層推進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

できるだけ子供たちにそういう教育をしていただきたいと思っております。今言われましたように、子供たちが自分の本当に近辺でできているものを食するというのを少しでも押し進めていただくためには、今、センター方式でやっておられますけれども、やはり一部で、1品でもいいから自校方式みたいなものが考えられないかと、そういうことに進めていただければなというようなことを考えております。これに対しての答弁はいいことにおきます。

次に、医療行政についてということですが、後期高齢者医療制度、本当に私も議員になりましてから知ったようなことで、申しわけないことではあるんですけれども、何度聞いてもその内容把握がなかなかできなくて、地元で会うお年寄りに、後期高齢者医療制度で

知っとならぬので聞いても、余りやっぱりぴんときておられない。まだ施行されていないからかも知れませんが、でも、その周知徹底をどういうふうにするかということで、先ほどからチラシ等、また市報等で広報をしておられます。本当は一人一人、対象者に対しては、それこそ来られたら説明じゃなくて、行ってこういうことですよという説明ができればいいでしょうけど、それもなかなかかなわないかも知れません。

私は、行政の立場の人たちがある程度わかって、だれかに聞かれたら答えることができるという状況にならないといけないんじゃないか。私たちも含めてなんですけれども。その辺で、先ほど言われていましたけれども、所得で変わるとかというような内容にもなっております。でも、自分がどういうふうになるのか、もう本当に対象者は、保険料を幾ら自分が引かれるのかということなどをどの程度の人たちが聞きに来られたか、ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

保険料がどの程度になるかと、窓口でそういう相談に来られたのは何人ぐらいかという質問だったと思いますけれども、窓口で保険料について数件はあったと思いますけど、それが目立つような問い合わせはないと思っております。私どもがこれまで12月の中盤からずっと老人クラブとか、あるいは民生委員さんとか区長さんとか、あるいは医師会、歯科医師会、薬剤師会、そういうところに説明をしております。そういう中では、確かに保険料がどのくらいになるのかというような質問はございますですね。ただ、それが目立って多いのかというと、そうも言えないのかなというふうに思います。

いずれにしても、保険料の積算についても、そういう問い合わせがあれば、そこら辺は的確にお知らせをしているというふうに思いますし、市報についても1月やっただですかね、1月に年金の支給額と、それに対する保険料はどれくらいになりますよというようなことを2月号にも載せたですかね、2回か、たしか市報に掲載しております。そういう形で周知をしております。今後も問い合わせがあれば、先ほど言いますように、保険料については的確にお知らせをしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

後期高齢者の対象者となっておられる方が、大体お聞きしたら鹿島市で4,700名以上というようなことだったんですけれども、この中で、やはり年金自体がいただいております方は少ないという方もおられて、減額とかいうことが言われておりますけれども、その7割、5割、

2割というような減額の対象者を分けるというんですか、その対象者の人数とかはどのようになっているか、お願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

軽減の対象者の人数割合という御質問です。

連合の資料によりますと、7割軽減の方が全体の20.74%、人数にして2,200人程度ですね。それから、5割軽減の方が全体の0.96%、140人程度。それから、5割軽減の方は一人一人に賦課されますから、その関係で5割軽減というのは対象者がおりません。2割軽減の方が0.82%、全体ですね。人数が——済みません、ちょっとパーセンテージは見間違っていました。初めに戻って説明します。7割軽減の方が46.96%、人間の数は変わりません、2,200人ぐらい。それから、5割軽減の方が——あら、済みませんね。5割軽減の方が140名ぐらい、3.05%。それから、被扶養者の5割軽減の方はいらっしゃらないという感じですね。それから、2割軽減の方が300人ぐらい、6.55%になっております。あとは普通の課税の方という形になります。全体的に見てみますと、軽減対象者が全体の56.57%、2,600人程度というふうになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

今伺ったところでは、軽減措置を受けられる対象者というのがかなりいらっしゃると。ざっと計算しても、6割以上の方が軽減措置を受けられるというほど、やはり今、年金生活をしておられる方の生活は大変なんだと。それを特別徴収という形で年金から天引きされるということの実感がまだあられないんじゃないかと。だから、やはり広報活動は徹底してやっていただきたい。

また、広域でやって、窓口は市が行うと。保険証は広域が出して、やはり滞納者に対しては窓口でどう言おうと、広域連合のほうで半年なりたったら資格証明みたいなものの発行を事務的にやられるんじゃないか。そうなったときに、やはり一市民である対象者が困ってしまうようなことがないように対応をしていただきたい。

この中で、パーセンテージで今いろいろ挙げられましたけど、4,700名以上の対象者が1%まではいかなくとも、1%といえ、やはり50人近い人が即困ってくるという状況をできるだけつくらないように対処していただきたいと思っております。本当に大変な今、行財政改革をしなくちゃいけない時期ではあっても、福祉ということに関しては厚くやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは次に、長崎本線存続と新幹線長崎ルートの問題について質問いたします。

きょう朝、こちらのほうに私がいただいているチラシなんですけれども、テレビ西日本のほうで夜2時15分からのドキュメント、「同意なきレール」を見てまいりました。これを見ていただければ、やはり今までこの17年間やってこられた運動、この鹿島でやってきた運動を理解できてもらえると思うので、できるだけこれを見ていただきたいなということを感じました。

しかし、国、県がこのような形で決着をつけようとしておる中で、鹿島がなくなることはない。なくなることはないけれども、この鹿島を閉鎖しない、これから先、どのような形に持っていくのかというのは、本当にこれからしっかりみんなが考えなければいけない時期だということを感じております。先ほど竹下課長からありましたけれども、国の認可がおるまでは今までどおりの姿勢でいくんだということをおっしゃいましたが、市長のほうの見解を少し聞かせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私はまだ、TNCですかね、TNC配信のそのテレビはちょっと見ておりませんが、ビデオで撮っているはずですので、早速見てみたいと思っております。名前が「同意なきレール」というタイトルだそうでありまして、これはぜひ多くの鹿島市民に見てもらいたいと思うんですね。この鹿島市が、あるいは鹿島市民がこの17年間歯を食いしばってやってきた意味、これを客観的にとらえられているはずだというふうに私も思っておりますので、自分たちがこの17年間にやってきたこと、あるいはこれが長い鹿島市の歴史として、今から長く記憶も、記録もされるであろうというふうに思いますので、その総決算として、ぜひ多くの市民に見ていただきたいというふうに思っております。

まず、新幹線長崎ルートの問題で、市民運動に対しての御質問が出ておりますが、やはり自分たちのまちの将来は自分たちの手で何とかという、そういう熱い思いを込めて一生懸命頑張っていたらと。私は市長として、こういう鹿島市民というものを非常に誇りに思います。

そもそも市民というのは、地方自治体であります市の主権者です。したがって、市民の多数の意見というのは、やっぱり尊重されるべきだし、行政に反映をさせなければいけないというふうに私は思っております。この問題に関しては、85%の市民が経営分離に反対と、こういう気持ちを、考えを、意思を持っておられると、この厳然たる事実があります。それを受けて鹿島市議会でも、今までこの17年間の間に4回、経営分離反対という決議をなされました。私の方針自体も、議会、市民の方針と全く一緒であります。したがって、ある意味でのこの17年間というものを考えますと、鹿島市長としての私も鹿島市議会もそういう

市民、85%の気持ちを酌んだ方針を貫いたと、決して間違っていないと、こういうふうに思うわけであります。

私がかねがね申してまいりましたが、長崎本線が現状のままでの存続の可能性のある限り、最後まで戦いますと言ってまいりました。そのことをあくまでも貫いてまいりたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

私もやはり一民間人として、この数年をやってきたつもりです。しかし、やはり大きな力に対する抗し切れない自分というのを本当に残念に思いながらも、これからということを考えております。いろんな新聞等での報道を見ますと、やはり九州新幹線長崎ルートという着工認可になった後、今度はどういう形でそれに対して市のありよう、先ほども言いましたけれども、広域的な近隣市町村との協力体制というか、連携をとった地域開発、そういうことをやはり進めていかなければならなくなるとも思います。

そこで、そういう近隣との関係をどのようにしていかれるか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

近隣との関係を鹿島市のほうから損ねるようなことはやったことがないという認識を持っています。したがって、今までどおり近隣とは連携を組みながらまちづくりをやっていく、これはもうまちづくりの鉄則であります。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

本当は、県との関係というのをかなり意識しておられる市民の方もいらっしゃると思います。その辺を思いながらも、やはり反対だ、賛成だ、存続してほしいというような気持ちを持っておられた方が多かったと思います。その辺の市民がどういう形で納得をするかという県との関係の修復、そういうのを考えておられるかどうか、お聞かせ願います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

よくそれは言われることでありますが、これも今まで1回も、こちらのほうから県との関係をどうのこうのと仕掛けたことはないんですね。ただ、私たちは自分たちのまちの将来の

ためにこれが一番いいんだということを、一番基本のことをやってきただけと、こういうことであります。私たちは自分たちのまちのために、同意をしてしまったら衰退をしてしまうと。このことを私たちは鹿島市民として当然のことをやってきたわけですから、ほかからとやかく言われる筋合いはないというふうに私は思っておりますし、また、例えば、県の方針と反対のことを市町村がやったら、県と市町村との関係がぎくしゃくしたのようになってみたり、あるいはしっぺ返しをすると、こういうことになったら、市町村の自治というものはなくなってしまうんですね。したがって、そういうことはなかったらというふうに思いたいし、今後もそういうことを期待するわけでありまして。恐らく古川知事にも、県の職員にも、そういう考えはなかったというふうに信じておりますし、また、古川知事さんにしても、もし自分が鹿島市長の立場だったら、自分も桑原市長と同じことをやっただろうというふうに思われると思いますよ。私はそう信じています。

○議長（橋爪 敏君）

5 番馬場勉君。

○5 番（馬場 勉君）

県との関係というようなことを私が出したのは、今まで私もいろんな方から、県へ物申しに行くときに、反対しよっけん、おまえのところにはというようなニュアンスのことを言われたりされたというようなことを聞きました。そのことを検証しようとしても、だれがどういものを持って行って、それに対してそういう言い方をされたのかということができない、単なるうわさであったのかというようなことで今まで来ました。しかし、先日の江北町長の選挙の際にも、やはり相手は——相手というか、町長になられた田中町長のほうは新幹線反対と。しかし、もう1人の対立候補の方は、県との関係を修復してというようなことを、県を出られた方がそういうことを言われている。やはりそういう何かがあったのではないかと、このことを推測してしまいます。

ただ、そのことによって失ったものというのよりも、やはりこの17年間を貫いたことにより得られたものがあるのではないかと逆に私は思っております。ただ、これからはもっと今の鹿島を、先ほども言いましたけれども、この鹿島をどういう形のまちにしていくのかということに力を注いでやっていくべきと思っております。

そこで、市長が今までやってこられて、もう自分のスタンスは変わることはないということでは、私の方としてはそれ以上に追及は、この問題についてはしないでいきます。ただ、この鹿島を、先ほど竹下課長からもありましたが、次の計画を今年度から予定してつくっていくということに期待をしたいと思っております。

あと、これは北鹿島小学校の学校だよりに載ったのですけれども、子供たちがこれから育っていくこの鹿島を、担う鹿島を考えているというので、食と農実践活動発表ということに3年生が行かれた。そのときのふるさと料理の藤清光という方がいらっしやるんですけれど

も、その方の講演を聞かれたらしい。その中で、この人が言われた本当にいい話を最後にしたいと思いますけれども、「自分の健康は自分だけのものじゃありません。3代前から受け継がれるものです。おじいちゃん、おばあちゃんがきちんとした食生活をして、健康な遺伝子を残してくれたものです。私たちも子供や孫に健康な遺伝子を残すために、いい食生活をしなければいけません。逆さ仏、子供が親よりも先に亡くなるということにならないように」と、こういういい話を聞いて、やはり子供たちは日々口にする食べ物に対して、感謝をする気持ちを抱いて帰ってこられたというような記事が載っておりました。

やはりこれからの鹿島を担う子供たちのためにも、一生懸命我々も、私もやっていかなければいけないと思っております。どうか弱者の立場、そういうのを考えて、これから行政をやっていただければとお願いして、私の一般質問といたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

経営分離に反対しているから、要望してもそれはできないと言われたという人がおるといことではありますが、それが事実だったら、それは県のほうが悪いですよ。そんなことがあってたまるもんですか。また、鹿島市民にも、それは桑原市長が悪かったいて。とんでもないですよ。そうであれば県が悪いじゃないですか。結局、とにかく県の言うことには何でん従わんばという発想が根底にあるから、そういうふうになるんですよ。鹿島市民なら、鹿島市議会議員なら、もし現実に自分がそこに当面したら、県は何でそがんこと、公平にもっとやらんかというのが当然でしょう。もっと気概とか気骨とか、鹿島市民は持っているはずですよ。本来こうあるべきだということ、やっぱりこれを筋を通してやらんといかんですよ。

ただ、現実的には、今度もし我々の願いとは反対に着工というものが正式に決定してしまうと、経営分離に反対そのものが問われなくなります。現実として、事実として反対ということが、もう私に問われなくなる、鹿島市に問われなくなる。そのもの自体が雲散霧消してしまう。消え去ってしまう。こういう現実が訪れますから、今までとは、もしそういうことがあったら条件として違ってくる、これはもう事実としてあると思っております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告に従いまして質問をいたします。

まず、新幹線長崎ルートの問題ですが、先ほども御質問がありましたが、私なりに質問したいと思います。

新幹線長崎ルート問題は、着工条件や鹿島市民や佐賀県民などの声を全く無視して、12月18日、佐賀、長崎両県とJRによる三者合意なるものが発表されました。昨年暮れ、国交省が着工条件の見直しはないとの見解が再度出されたことを受け、私はこれで決着がつくかと思いましたが、突然の出来事が起こったわけです。何としても新幹線着工をとする佐賀、長崎両県とJRは、沿線の同意必要なしと上下分離方式で、今のままでJRが運行するということが三者合意を発表しました。このことはやり方からしても、その中身から見ても決して許せるものではないと思います。そして、これが果たして経営分離でないと言えるのか。まだ私は納得のいかないものです。この発表を聞いた市民からは、今のまま白いかもめが走るのならよかったねという解釈がありました。なぜなら、今のままでの運行というようなことが言われたからです。しかし、もう既に皆さん御存じのように、白いかもめが通るどころか、特急といえども鹿島までは数も大幅に減らされるわけです。

12月18日の発表を受け、市長は議長や江北の町長と知事を訪ねられました。そのテレビニュースや翌日の新聞には、市長、議長、町長、そして知事が握手をしている写真が報道されました。あの写真を見て、多くの市民が衝撃を受けたのは確かなことです。私もそうです。同意できての握手と見られても仕方のない写真でした。県が恐らくそこまで見込んでの撮影だったのではないかと疑いたくなります。

何で、どうしてもと会う人ごとに質問が飛びました。三者合意で何も言えなくなったといっても市民は納得のいくものではありませんでした。2月27日、政府・与党整備新幹線検討委員会の作業部会が三者合意を認めたことで、あたかも着工が本決まりのような報道が続いています。しかし、まだこれからが国の認可や財政的な問題が山積みしていると思います。私は1月、佐賀県に出向いて、今県が進めている行財政改革緊プロ2に関連して交渉しましたが、特に新幹線との関連でも質問いたしました。まず、今回県民の声を無視して県がとったことについての抗議をしました。さらには、今回の上下分離方式によって、県は長崎県と一緒に下の分を買わなくてはいけないが、財政負担問題、さらにはどのような形で経営をしていくのかなどをたどりましたが、しかし、県はまだ財政負担や経営形態など全くないということがわかりました。新幹線の着工を早くということで、着工条件が変えられないことになって、慌てて取り組んだ三者合意だったのかなと私は思いました。

市長は国の決着がつくまでは反対をするということではなっていますが、私もこれまでを振り返ってみますと、最低年に一度は国交省のほうに出かけて行って、新幹線の問題で長崎本線を守ってくれと、新幹線は要らないというようなことも交渉を続けてきました。また、

私たちは肥前山口から太良町までの住民の皆さんと一緒に沿線住民の会を組織して、集会をしたり、署名活動をしたり、県の交渉を重ねてきました。こういう運動の中で、多くの市民の人たちが、町民の人たちが何とか頑張ってくれという、そういう激励をいただけてきました。私たちはそういう経過から見ても、何としてもまだここであきらめることはできないと思っています。

3月2日の毎日新聞、皆さんもお読みになったと思いますが、きょう皆さんのお手元にコピーが配れていると思いますが、私はこの記事を読んで、これはぜひ皆さんも読んでいただきたいと思うわけですが、短いので読み上げたいと思います。「整備新幹線の未着工区間の建設開始に向けて与党内で検討が続いている。財政が最大の課題だ。今回の検討の対象は、北海道新幹線、北陸新幹線、長崎新幹線の3区間で、政府・与党は3月末までに結論を出すという。この未着工区間の問題は、去年の参議院選で与党が敗北した後に急浮上してきた。地元の国会議員を中心に、着工を働きかける動きが勢いを増した。解散・総選挙対策の色彩が濃い。整備新幹線については、並行在来線のJRからの分離について地元自治体の了解を得ることや投資効果など、着工にはいくつものタガがはめられている。旧国鉄時代に、政治の圧力からローカル線の建設が続き、旧国鉄は膨大な赤字を抱え破綻した。旧国鉄は分割民営化されJR各社が生まれた。整備新幹線の建設にいくつもの条件がつけられているのは、この反省からだ。財源のめどが立たないかぎり、建設はできないのだが、与党側からはいくつかの考えが出ている。未着工区間が開通すれば既存区間も乗客が増え、その収益を先取りして建設費に充当するといったことや、開通後にJR各社が支払う線路のリース料を前借りして財源にするといったプランだ。しかし、既存区間の収益が増えるといっても、それは法人税などの形で納税するのが筋だし、線路リース料についても、どの程度の収益が見込めるのかを現時点で算定するのは困難というのがJR側の主張だ。新幹線の設備をJRに売却した際、売却代金に1兆1,000億円加算し、年利6.55%で60年間にわたって支払う仕組みがある。JRの返済額は年間700億円にのぼり、これに国の公共事業費と地方の分担金を加え、2,000億円超の資金が整備新幹線の建設に充てられている。しかし、これも、既着工区間の建設費にかなりの部分が前倒しで充当されている。旧国鉄の累計赤字のうち国が引き継いだ分を処理する必要があり、なし崩し的に前倒しして建設費に充当するのは無責任だ。一方、東西と東海のJRの本州3社は、国が保有株を完全に放出した民間会社だ。政治が新たな負担を求めても、JR本州3社は、株主に対する責任からも受け入れは困難だろう。鉄道は地球温暖化対策の点からも見直されている。しかし、交通体系のグランドデザインを欠いたまま、道路も、空港も、新幹線もという形で、建設がばらばらに続けられている状態を放置していいわけではない。道路特定財源問題にみられるように、特別会計を通じた交通基盤整備の不合理を是正すべきだ。整備新幹線の財源問題も、その中で解決していくべきで、まず着工ありきはおかしい。」と、こういう記事が載っていました。

このように新聞にも書かれておりますが、着工までの問題はまだ山積みしていると思います。今こそ新幹線建設反対の声を大きくするときだと私は思います。これから市長が先頭になって頑張ってもらいたいと思います。市長は新年のあいさつで、全国からいろんな励ましの賀状をもらったこととお話になりました。全国の人たちがこれまでの桑原市長を先頭にしたりした市民の勇気ある闘いに本当に勇気もらい、エールを送ってもらっていると思います。私のところにも全国からいろんな励ましをいただいています。その中でも在来線を守る全国連絡協議会やふるさと線を守る東日本連絡会などから、その代表の方がわざわざ東京から鹿島まで来ていただいて、励ましの言葉をいただきました。同時に、今度は会の皆さんたちが市長を激励し、市民の皆さんと交流をしたいという計画を立てられております。さらに、今度の3月議会では、長崎市議会に新幹線西九州ルートの建設中止を求める請願書が出されるなど、長崎県でも市民が本格的に立ち上がってこられました。

先ほどもありましたが、県との関係をとやかく言う方もあります。しかし、市長が先ほどおっしゃったように、県との関係をとやかく言うことこそ、私はおかしいと思います。本当に地元の人たちが、住民の声が一つになり、そして市長が先頭になって取り組んできた、やっぱり私たちが今までの取り組みに確信を持ってこれからもやっていくときだと思います。市民はもちろん、全国の多くの人がエールを送っています。市長、これからです。市長は先ほども言いましたが、国の決着がつくまでというようなことも言われておりますが、私は徹底してこの問題については取り組んでいただきたいと思ひますし、私も一緒に頑張る決意です。市長の決意を再度お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、食の問題です。この問題も先ほど馬場議員のほうからもありましたが、重なる分もあるかも知れませんが、質問したいと思ひます。

私たちにとって最も大切な食の安全が脅かされています。先ほどもありましたような中国冷凍ギョーザによる中毒事件もちろんですが、国内においても一連の偽装表示事件など、許すことのできないことが続いています。昨日も外国のウナギを国産として販売していたということでテレビの報道がされておりましたが、さて、この問題は今新たに起こった問題ではなく、以前から指摘されてきた問題ではなかったのでしょうか。ちょうど10年ほど前になるでしょう。BSE、偽装表示、違法添加物使用、中国産冷凍ハウレンソウの残留農薬問題など、次々に起こりました。今回と同じように消費者は大変危機感を強めました。当時、雪印乳牛の子会社、雪印食品がBSE対策を悪用して、輸入牛肉を国産と偽装し、税金をかすめ取ろうとした事件などもありました。北海道産牛を熊本産にしたり、輸入豚肉を国産と偽装する事件、それから生肉業者が、これはカワイいところでしたかね、高級贈答用の国産牛肉詰め合わせに輸入肉を混入させるなど、大手の会社が本当に許すことのできないことを次々とやってきました。その中には農協チキンフーズなどといって、タイや中国で抗生物質を使って育てた鳥を鹿児島産などと偽装する事件も出ておりました。また、野菜でも韓国産のミ

ニトマトや中国産のゴボウが国産とされる、雪印乳牛は業務用バターの高品質保持期限を3年から5年に書きかえるなど、そういうことが発覚しました。

その後もいろんな問題が起こり、それなりに関係機関も対策をとってきたわけですが、今日まだ続いているということ、これには何があるのでしょうか。私は思います。まず、企業のモラルの低下だと思います。業者は自分が輸入した食品については安全性に責任を持たなければいけないと思います。消費者の安全ではなく、まず売ること、もうかれればよいということが先に立ってきていることで、こういう問題が起きていると思います。今、輸入食品の安全検査は二の次になっていると聞きます。そればかりか、ギョーザなどの加工食品は農薬の残留検査はしていないと言います。今回、ギョーザを食べて被害者が出たにもかかわらず、保健所や商社でも残留農薬検査はしなかったため、被害の拡大を防げなかったということです。02年の中国産冷凍ホウレンソウから残留農薬が出たときから、厚労省に対して検査対象にするよう要求が続けられてきておりましたが、国は検査をしない、だから、今日のようなことが起きて当然不思議でないと思います。そして、これまで続く一連の問題発覚は、すべて内部告発によるものです。本来なら、国民の食の問題ですから、政府が対応して、政府によって発覚したというのが本来の姿だと思いますが、そうでなかったようです。そればかりか、国は取り締まりの強化ではなく、規制緩和の名のもとに国民にとっては決して安心できるものにはなっていないと思います。ですから、今日このような同じことの繰り返しになるのではないのでしょうか。

そもそも今回のような問題が起きるのは、食料の自給率が39%まで落ち込んでいることにつながるように、余りにも外国からの輸入に頼り切ってきたことにあると思います。今こそ米を中心とした本来の日本型食生活を取り戻すこと、そのために地産地消を進めること、市内の学校や保育園、病院などの給食に地元産を使用すること、農家の人が安心して生産できるような出荷量や価格の保障などが私は急がれると思います。

さて、このような中で、それではどうして国民の食を守るかということですが、国民というより、私はここで鹿島市の問題を考えたいと思います。先ほど中国製冷凍ギョーザ問題が発覚した直後、私は市内のスーパーの冷凍食品売り場を見て回りました。恐らく冷凍食品は空っぽになっているのではないかと思います。ところが、売り場はそのまま、さほど変わっていません。そして、問題になった食品については店頭から外した旨の表示がなされておりました。そして、残された冷凍食品の表示を見ますと、大半が中国産です。また、冷凍食品だけではなく、加工食品、生鮮食品に至っても中国を初め複数の外国からの輸入品です。野菜は自家製などは皆さんも十分経験なさっていると思いますが、朝収穫をすると、夕方にはしなびたようになります。ところが、スーパーのものは数日たっても変わらない鮮度を保ったように見えます。このことは以前から言われたように、収穫後に常温で腐らないように防カビ、防虫などの大量の農薬シャワーを浴びせるポストハーベストが使用されて

いると考えるのは当然ではないでしょうか。冷凍などによる輸送手段も進んではきたと言いますが、やはり完全ではないと思います。特にスーパーの野菜は地元のものはずかしがなく、国内の全国のもので売られています。やはりこれも心配なところがあります。

今、鹿島市においては、農家の皆さんたちの手によって朝摘みの新鮮な農産物が売られています。皆さん御存じだと思います。千葉市、じゃーご市、ゆうとく、能美の郷、浮立の里、それからナチュラル、これは常設ですね。それから、日曜日、高津原での日曜朝市、それから市役所前のおはよう朝市などもあります。毎日、農家の皆さんの出荷時間に行きますと、とてもにぎわっています。これらのほとんどが農家の婦人の皆さんの努力によって盛んになっております。私は、このような地元の皆さんの生産されたのをもっと市民が利用しやすく、地元の安全な農産物を食べてもらうということで取り組んだらいいと思います。例えば、皆さんも御存じだと思いますが、宮崎県の綾町に行けば、役場の横に産直の店があります。町内から毎日新鮮な農産物が持ち込まれてにぎわっています。特に綾町では自然生態系農業の推進に関する条例というのが制定されて、農産物の安全性と自然環境にも調和した農業を推進しています。この町については、以前、取り組みを始めた元町長を呼んで、議会で勉強会をしたことがありました。やはり今の近代的な農業がここまで進んできたとき、安全な農産物となりますと、個々の努力では限度があると思います。取り組む農家の皆さん、また消費者と一つになった取り組みが必要だと思います。

このような朝市などの産直のお店、今鹿島市の中心にはちょっとないわけです。そういうのを私は市役所の周辺にも常設をし、皆さんたちが行き交う中でも地元産を販売する店があってもいいのではないかと思います。特に私は中国産の問題、きょうちよつと持ってきておりませんが、中国産の野菜とか加工品がどういうものかと書かれた本を購入しました。そして、それを買って驚きました。生鮮食品がいっぱい入っているわけですが、そのすべてにおいて薬品とか農薬などが非常にたくさん使われて、そしてそれが日本に来ているわけですね。特に生ショウガですね。私はショウガなんかはそういうことはないだろうと思って、中国産を買ったこともあります。しかし、生ショウガは買わんほうがいいのか、そういういろんなのが書かれております。皆さんたちもぜひそういうのを見てもらいたいと思いますが、何としても毎日の食事が安心できるようにするために、市報などでも地元の安心できる農産物を食べましょうとか、また、そういうよくないものの紹介をするなど、そういう宣伝を強化することを私はやってもらいたいと思います。また、農家に対しても、安心して口にできる安全なものを栽培するように指導強化することを市が積極的にやるのが今必要だと思いますが、いかがでしょうか。

私は、馬場市長のときだったと思いますが、鹿島市が農産物の安全宣言をして、安全な野菜づくりを推進するようにと提案をしたことを思い出します。そのころ、県外の幾つかの自治体で安全宣言をするところが出て、全国へ産直として出荷され、大きな運動に広がってき

たこともありました。鹿島市ではそのときは取り上げてもらえませんでした。私は今、外国の農産物がこれだけ危ない、実際に被害も出ているというような状況の中です。今こそ鹿島市の農産物は安全だという取り組みをする必要があると思いますが、まずこの件についてお答えをいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度の問題です。この問題についても、先ほどいろいろ御質問もありましたが、私は特にこの問題で診療報酬の件でお尋ねをしたいと思います。

具体化された医療内容を見ますと、75歳という年齢で差別することがはっきり打ち出されています。後期高齢者の医療内容は2008年の診療報酬の改定で、外来、入院、在来、終末期のすべての分野で74歳以下と差をつけることが盛り込まれています。外来では75歳以上だけを対象にした後期高齢者診療料月6千円、これは患者負担が1割から3割です。この新しいものが設けられたと思います。この診療報酬は患者1人につき1医療機関のみとされています。75歳以上になれば、多くの病気を抱えています。それを担当医1人に限定するという事は、複数の医療制度の改正、いや改悪と言ったほうが良いと思いますが、これは高齢者の医療費を抑える何ものでもないと思います。後期高齢者診療料は、検査、画像診断処置、それから医学管理をすべて含んで定額6千円が原則と言われています。通常の診療でどれだけ検査、治療しても医療機関には月6千円しか払われないので、患者のためと医療機関が以上の治療をしてもみずからの持ち出しがふえてくるので、それ以上の治療はやらなくなるでしょう。このことは、高齢者の回復や命が保障されないということになるわけです。このような制度を実施することはよくないと私は思いますが、こういう制度についてどのように受けとめられているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、生活保護の問題でお尋ねをいたします。

生活保護制度は、経済的理由で生活に困っている人はだれでも申請ができ、条件に合っていれば差別なく平等に保護を受けることができる制度であります。国はこれを保障しなければなりません。国が定める最低生活費と収入の差額が現金や現物で支給され、働いていても収入が最低生活に比べて少ない場合は受け取ることができることになっていると思います。言うまでもなく、生活保護は憲法25条に基づく制度で、生活保護法第2条にはすべて国民が要件を満たす限り保護を無差別平等に受け取ることができる。また、第3条には保護の基準は健康で文化的な最低限度の生活に必要な生活費であることが明記されています。昨年はワーキングプアという言葉が流行語になるほど、社会状況の深刻さがあらわれてきているのではないのでしょうか。

経済雑誌が特集した生涯収支の業種別バランスシートを見ますと、34業種のうち17業種が赤字と出ています。もちろん、これは退職金や年金を含めてのことだと言えます。また、このデータを見れば、トップクラスの石油・石炭製品と最下位の水産・農林業との格差の広がりは大変大きいものがあります。トップと最下位の差を見ますと、3分の2になっています。

生涯支出の6分の1は借金などで、どこからか調達しなければならない状況になっていると言われています。格差の拡大はますます大きくなるばかりですが、貧困はもはや個人の責任ではなく、構造的問題でもあります。それが大部分の国民にとって避けられない事態となって迫っていると言われています。このことは、鹿島市においても数年間の市民生活を見ておりますと明らかです。一生懸命働いているのに豊かになれない、寝るのも惜しんで働いているのにゆとりがない、これ以上削るものはない、3度の食事を2度、1度に行っているなどなど、皆さんたちの努力されている声を聞くのはもう珍しくありません。さらには、まだ働くことのできる年齢であるのに、就労の場がない、あっても週に数日、月に限られた日数、食事代にもならないというような実態が珍しくありません。市民の暮らしを守るのは行政の基本的な任務だという立場で質問したいと思います。

こういう状況の中で、生活保護をとという皆さんもあります。私はこの問題で特にすべては申しません。生活保護の申請の問題でお尋ねをしたいと思いますが、まず、窓口申請に来られたときのどういう形での受け付けをされているかということをお尋ねをして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、長崎ルートに関しての御質問にお答えします。

ここ何日か新聞を見ておりますと、タイトルが西九州ルートから長崎ルートにまた戻っておるようですね。どうも長崎ルート（西九州ルート）と、前は県の政策かどうかわかりませんが、西九州ルート（長崎ルート）となっていましたけど、このあたりどうなっとつとやろうかというふうな感じがいたします。

それで、この三者合意案ということに関する御意見をお伺いしましたら、私も全くこれに対するとらえ方は一緒です。ここ数年のことをちょっとはしょって申してみますと、まず平成19年12月14日、昨年末の12月14日に、これは経営分離に同意がない限り着工はできないと。この着工条件を見直そうという動きがありましたですね。建設推進派国会議員を巻き込んでありました。そのときに最終的にはこの着工条件は見直せないと、これが実質的に決まった日の国土交通省の幹線鉄道課長が記者団に対するレクの中でのことを、まず導入としてお話をいたします。

まず、着工条件として同意を得なければいけないということに変わりはないかという記者団の質問に対して、課長さんの答えは、新幹線については基本条件が5つあるが、5番目が並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意の取りつけ、ここの部分での変更については考えていないと、このことで大体着工条件の変更はないと、こういうふうな判断が実質的に下ったと。さらに記者団から、沿線自治体の同意とは何ですかと、どういうこと

で沿線自治体の同意が必要なんですかと、こういう質問が出ています。それに対して、この課長さんのお答えが、地元の市町村長においては、地域の公共交通の確保について主として責任を負っていただいていると。並行在来線が分離されるということは、地域の足の確保という観点から重大な影響があるので、同意をいただいているのですと、同意が必要なんですと、こういう説明があっているんですね。

しかし、今回の三者合意案というのは、主にこのことが経営分離に当たるか当たらないか、この議論が表面に出ておりますが、私はそれ以前にもっと根本的な問題としてあると思うんです。つまり、この課長さんが言われたように、地域の足の確保という観点から見れば、この三者合意案は重大な影響があるじゃないですか。このことに間違いはないわけですよ。つまり、特急列車も1日上下53本、博多ー長崎間通じて走っていた。しかし、今回の三者合意案では肥前山口ー鹿島間をたった1日上下5本ずつと。そしてまた、白いかもめは廃止になって、電化も廃止になって、ディーゼルカーが通る。したがって、幾らJR九州がこのまま運行するから経営分離ではないと強弁をされても、沿線自治体にとって、あるいは利用者にとって地域の足の確保という観点からは重大な影響があるわけです。したがって、この三者合意案についても沿線自治体の同意、あるいは同意までもいかないまでも納得づくというのは、これはもう必要なはずですね。それなのに沿線の市長、町長、つまり鹿島市長の私とか江北町長、それからまた沿線は白石町長も太良町長もそれに当たります、には何の相談もあっていないし、事前に説明もなかったわけです。あったのは、形ばかりの事後報告だけだったと。

もう1つ、この長崎ルート問題をちょっと振り返って整理をしますと、3年前の平成16年12月に……（「省いてください。答弁時間の短かけん」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

（「よかですよ、言うて」と呼ぶ者あり）そしたら、もうこのことは省きます。

三者合意案というのは、そういうふうにとらえております。結局、これは沿線自治体の意思、私たちの意思というものは何の考慮もされないまま着工が決定されようとしていると。こういうやり方、あるいはプロセスというものには到底納得できないし、承服もできないと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

松尾議員の今こそ市の農産物は安全であるというPRをすべきであると思うがという御意見について、お答えをいたします。

まず、農業の生産現場では、食の安全・安心の確保のために次のような取り組みをいたしております。確保策の一つとして、約5年前から既に生産履歴記帳運動を進めております。これは生産者が生産工程をきちんと管理をし、その内容を記帳して消費者へ生産情報を開示

するものでございます。万が一、残留農薬基準を超過した場合は原因究明ができるようになっております。このような形で施設園芸の作物においては、東京を初めとした中央卸売市場のほうへ出しておるところでございます。

また、議員からございました市内における直売所の姿を見ていただきますと、おわかりかと思うんですけれども、個人で環境保全型農業に取り組んでいらっしゃる農家におかれましては、直売所で認証マークをつけたり、自分の顔を、またはメッセージをつけた野菜、産品を並べてもらっております。ただ、議員が御意見いただきましたように、もっと消費者に対してPRが少ないのではないかと、こういった面についてはそういう思いをいたすところでございます。したがって、これからはもっと、市内における場合であれば、直売所において直接向かい合うことでの活動をやっておるわけでございますので、ぜひ生産者の皆様におかれましては、地道にそういったPRをしていただくと、そういうことが必要であると考えております。また、消費者におかれましては、そういうことをもって選択をいただくと、そういうことが大事ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

松尾議員の質問の中で2点ほど質問があったと思います。診療報酬のことについてと、もう1つは身障者の窓口対応ですかね、2点だったと思います。

診療報酬の問題につきましては、中医協が2月13日に厚生労働大臣に平成20年からの診療報酬の改定案を答申されております。県のほうにも尋ねてみたんですけれども、この診療報酬の明細につきましては、今月の6日に中央のほうから県に対して説明があるようでございます。その後、市町村に対しても県のほうから説明があろうというふうに思っております。そこで詳細のことについてはわかってくるというふうに思っておりますけれども、そういう事情がございますので、詳しいことはちょっと私も今手元にその資料を持ちません。そこら辺を御理解を賜った上でお答えをしたいと思います。

この診療報酬の中で、結局外来のほうで包括払い制度が一部導入されるというようなことじゃなかったかというふうに思いますけれども、我が国の診療報酬体系は、大体出来高払い方式というのが基本になっておるようです。この出来高払いというのは、各診療行為に対してそれぞれ点数を積み上げて医療費を算出するというところでございます。このことが医療費の増大や医療機関の評価、運営コストの反映が不十分など、幾つかの問題を抱えているということが言われております。また、過剰診療などの背景になっていると指摘をされております。

そこで、平成15年の4月から全国の82の特定機能病院において、DPCに基づく医療費の

包括支払い方式が開始されております。これは病気の種類によって1日当たりの診療報酬を定額で抑える仕組みで、平成19年6月現在でこの対象病院が360、それから準病院が371となっております。市内では織田病院さんがこの指定の病院になっているようです。

このような中で、今回、診療報酬改定が後期高齢者の診療報酬でも特定疾患、これは特定疾患といいますと、糖尿病とか高血圧症、脳血管疾患など82の疾患があるようですけれども、厚労省のほうで指定をされております。それを主病とする診療費の中で医学管理と検査、それから画像診断、処置にかかる診療報酬にこの包括支払い方式が一部取り入れられております。新聞でこうして見ますと、従前ですと特定疾患療養管理費が4,500円、先ほど松尾議員もおっしゃったわけですがけれども、心電図検査が1,500円、合計で6千円になりますけれども、これが今回の報酬改定では後期高齢者診療料ということで6千円に包括をされております。ただ、患者さんの病状の急性増悪期に実施した検査、画像診断及び処置にかかる費用は所定点数が550点未満のものに限り、この診療料が含まれると。だから、550点を上回るような検査とか、そういうものはこの包括の中に入らないということになっておるようです。

それから、この包括に入らないのが基本診療料、それから在宅医療とか投薬とか注射とかリハビリとか精神科専門については包括制はとられていないというような状況になっておるようでございます。

それから、障害者の医療保険の選択の件なんですけれども……（「それはまだ聞いておらんです」と呼ぶ者あり）あら、質問されてないですか。（「後回し」と呼ぶ者あり）後でよかですか。それでは、後でお答えします。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私のほうからは生活保護行政の関係で、申請をどうしているのかということについてお答えをいたしたいと思っております。

まず、通常の申請の場合は、真っすぐ申請に来られるというケースはございません。通常、その前に生活保護についての御相談がございます。この場合、御本人さんである場合もございますし、御家族の方、知人である、あるいは民生委員等からの相談がございます。その段階で生活保護の対象となる条件や、あるいは生活保護の種類、生活保護の制度全般の御説明をいたします。そこで、申請をされるということでありましたら、申請を希望される場合は申請書、あるいは申請の関係書類を手渡しをいたします。当然、議員が申されるように申請を制限しているということとはございません。その後、申請書を提出なさるわけですが、申請書の記入内容、あるいは関係書類が全部そろっているか、そのことを確認いたしまして、すべて不備がない状態で提出をされた段階が申請書の受理日ということになります。その後、申請書を受理しまして、申請者の方の資産状況調査、あるいは扶養義務者等の援助、

照会等を行い、その後に要否判定の会議を行います。その結果については、保護の要否を決定した結果につきましては、申請者に文書で通知をするということになっております。これが生活保護申請の流れでございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時10分から再開します。

午後0時8分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、まず新幹線の問題ですが、もうこれは御答弁は要りませんが、先ほどせっかくまだ御説明いただくようでしたが、質問時間が非常に短くなっておりまして、十分にできないということでお断りしましたが、何としましても、今になって鹿島市以外の地域の人たちがこの新幹線問題で真剣に考えるという形が出てきたと思うんですよ。それは何かというと、着工というような方向に進んできた中で、じゃどれぐらいのお金が要るかというようなことが一番明らかになってきたと思うんですね。例えば、217億円とか言われておりますが、武雄温泉駅から諫早までの全体事業費が2,700億円ですかね、県の負担が340億円と言われておりますかね。そういうのとか、山口ー武雄間の複線化の問題とか入れますと370億円、それに買い上げる分の14億円をどういうふうに分けるかはまた別として、そのお金もかかってくるわけですね。さらには、毎年2億円から3億円の赤字が出てくるというような中で、やっぱり県としての負担が非常に大きくなるということで、今まではただ単に新幹線賛成だとか反対だとか、長崎本線守れだけの形で言っていた分が、具体的な問題が出てきたということで今大きな流れが来たと思いますね。そういう面で、やっぱり私たちが今までの方針をしっかりとらえて取り組んでいくということが、そういう人たちもさらに考えていただく大きな力になると思うんですよ。

特に県は今財政がないということで、行政改革緊プロ2なるものを出して、削る分をどんどん削ってくる。ですから、鹿島だけもらえないんじゃないかと、どこの自治体だって今それで苦しめられている。ましてや、ことしの4月からは県民1人から500円の森林税ですか、そういう取るものは取るという形をしながら、財源づくりをしようとしている。こういう状況ですから、やっぱり今私たちが本質を知らせながら、声を上げていくことが大事だと思います。そういう中で、きょうの新聞のトップには、県議会の議員9名で新幹線に関する住民投票条例案が出されたというニュースを見て、本当に力強い気がしましたが、県議会議員の皆さんたちがどういう態度をとられるかによってこれは決まるとは思います、やっぱり私た

ちが知り合いの県議には地元じゃなくても、ぜひこれは住民投票だけはしてくれよというふうな声をやっぱり大きく広げていくことが当面の課題ではないかなという気がします。そういう面で、やっぱりここで市長にもう一度踏ん張っていただいて、先頭に立っていただくことをお願いして、次に移りたいと思います。

食品の安全の問題ですが、先ほど私もいろいろと出しましたが、馬場議員の質問の中でも給食に使っている分で証明書だとかいろんなのをちゃんといただいているというふうな、そういうのもありましたが、これがまた当てにならないというのが最近の偽装問題その他ですよ。大きいところほど偽装が多かったと、そういうところもちゃんと間違いないということをしていただいんですけど、そういうことがあると思うんですよ。だから、一番やっぱり安全なのは、自分たちの足元で目に見えるところでどう生産されているかということがわかるというのが一番の保証だと私は思うんですよ。そういう面から、地元の農家の人たちが安全な野菜をつくっていただくというような形、それを買うというような形をとっていかないといけないと思います。ただ、先ほども言いましたが、今やっぱり朝市とかその他の中に持ってこられる分というのは、特に女性の方たち、それも高齢者の方が多いですね。最初は自分たちの余暇を利用してだったかもわかりませんが、今はその人たちの収入というのは結構家庭では大きな位置を占めているんじゃないかと思いますが、現金収入になっていくわけですが、それはそれとしまして、そういうふうですから、やっぱり先ほどから申していますように、地元の人たちにそういう農産物の生産をしていただくということをお願いしていかなくちゃいけないわけですが、ただ単にお願いするだけでは、つくったはどんくらい売れるかわからんは、金はどうなるかわからんはというのでは、やっぱり安心できないというところもあると思うんですよ。だから、安心・安全を考えれば1割、2割高くても買います。今の状況の中でもそういうのがありますね。だから、そういう面ではやっぱり行政が率先して、それはすべての農産物とまでいかななくても、幾らかの品物を限定してでも価格保障制度とかどれくらいという指導をするというふうな、そういう手を打つことが大事じゃないかと私は思うんですよ。

特に、先ほどお話を聞いておりましたら、ジャガイモとニンジンはやそから買っていますというようなことをおっしゃっていましたが、この問題について、私以前、給食運営委員をしているときにも、何で地元のジャガイモとかニンジンを使わないのかと言ったときに、量が確保できないということをおっしゃったんですね。確かに今もそんなことをおっしゃいましたよね。だから、これこそ学校給食というのはニンジンとかタマネギとかジャガイモというのは大体使いますから、1年間にどれくらいの量が要するというのはわかっていると思うんですよ。これこそ一番最初に取り組める問題じゃないかと思うんですよ。農家の方たち、適地なところに契約栽培すればいいわけでしょう。契約栽培をして、そしてある程度の価格の保障といたしますか、そのことをやれば、私は結構早い形で取り組みができるんじゃないかと、

先ほどの答弁を聞いてそう思いました。だから、そういう何が今一番いいのかというふうなのをするべきだと思います。

それともう1点は、鹿島市内だけでなく、全国の人たちが今の外国からの農産物に対しては非常に不安を持っている。ここで鹿島の何々は安全だぞというような、そういう商品を何点か選び出すと。先ほど私、ショウガを言いましたかね——言いましたね。例えば、ショウガをするとしますね。私はショウガがよかと思って言うたですが、北鹿島のおばちゃんたちからは、あんたここではショウガはとれんばいと言われました。そういう適地というものがあると思いますので、私たちが頭で考えたのを一概に押しつけるということじゃなくて、それぞれのところの皆さんとお話をした上で、ここには何が適地なのかというようなことを考えながら、そして今どういうものが皆さん欲しがっているのか、今安全でないものを食べさせられているのかということをやっぱりここでしっかり検証もせんといかんと思います。例えば、先ほど中国の話をしました、ショウガもちろん悪いですが、シイタケもそうだそうです。今、鹿島でもシイタケ、そんな大きな規模じゃありませんが、シイタケ栽培されている人がいますが、自分でつくったのを自分で売るのを苦労されているんですよ、おばさんがね。だから、知った人に売ってくんしゃいとかなんとか、それ頼まれた人は売り切らんで我が買い込むというようなこともあっていますが、そういういろんな形で皆さん努力されている。そういうすばらしい商品もあるわけですから、何が鹿島にあって、何ができるのか、どういうことができるかということを担当課としてはぜひ検証していただいて、取り組んでいただくということが今私は急がれているんじゃないかと思いますが、その点についていかがお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、お答えをいたします。

外国産の安全性が問われている今こそ地産地消のチャンスというふうなことだと思います。いわゆる消費者が外国産からより安全な国内産に目を向けようとしていると。価格面では、先ほどもおっしゃいましたように、外国産より高くなるかもしれないけれども、安全な国内産、これは今の状況では買われると思います。そういった状況なので、安全な国内産売り込みのチャンスというふうなことだと思います。やはり我々としてもそういった認識のもとで考えていく必要があるというふうに感じております。

こういった動きというのは、今全国的に広がってきてまして、今ちょうど朝のNHKでは安全・安心の特集をやっておられます。居酒屋チェーンの話が出てきましたけれども、その業界では外国産から国産に切りかえるという傾向、そういったことが非常にふえてきているそうです。そして、メニューにどこで確保されたということも明確にしていくと。つまり、

ちゃんと検査に合格していますよというふうなことを表示していると。いわゆる消費者に安全をアピールしているということだと思います。

もう1つ、これは居酒屋の話ばかりで恐縮なんですけれども、居酒屋は通常赤ちょうちんなんです。ところが、最近は緑ちょうちんがふえています。これはどういうことなのかということですが、これは岡山県の事例だったんですけれども、いわゆる居酒屋の緑色のちょうちんに地場産品応援の店という表示をされるそうです。そして、そこに2つ星、3つ星、5つ星というふうな星をつけていくと。2つ星の場合は地元産を50%使用していますよと、それから5つ星は地元産を90%使用していますよと、そういったように客に安心を提供することと地元産を応援していると、そういった動きが今特集でありますけど、いわゆる地産地消の取り組みというのは、食料自給率対策にも結びついてきますし、こういったいろんな業界、人たちの主体的な取り組みによっても改善が図られていくものと考えております。

私どもは、先ほどいろんな御提案をいただきましたけれども、鹿島市に地場産業振興協議会という組織があります。ここは当然ながら地産地消を基本に置いた取り組みを今いろんなことでやっておられますので、こことも連携をとっていきたいと。特にこういった安全・安心面を強力にお話をさせていきたいと。

最後になりますけれども、ショウガとか、それからさつきはシイタケとおっしゃったんですけど、やはり国産は外国産よりも高くなるかもしれないけれども、もちろん気候風土とか農家の経営面ということも関係してくると思いますけれども、栽培してみてやっていけるかどうか、その辺も可能性は当然ながら探っていく必要があるというふうに感じているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今こういう状況ですから、先ほど居酒屋の例で話されましたが、全国でも今のチャンスを生かそうと色々な動きがあっているんで、早い者勝ちと言ったらおかしいですけど、そういう面もあると思います。昨年、福岡のゆめタウンで有明物産展をしましたが、あのときそれを企画してくれた社長は、単発的な物産展じゃなくて、この中から1品でも2品でもいいから鹿島の特産品としてそこに入れ込むようなことを考えていかんといかんねという、そういうお話をしたんですよ。確かにそうだと思います。いいものがあつたら、うちに入れてくださいというような、やっぱりそういうルートだつてつくろうとすればできるわけで、今何をするかというのを、先ほど地場産業振興協議会がありますということでしたが、そこでもいいでしょうし、いろんなところでそういうのを考えながら、ぜひこれは実現をしていただきたいなと、取り組んでいただきたいなと思います。そして、本当に安心・安全な農産物

が市民に行くように、そのことを私はぜひお願いしたい。

それと、安心・安全と言いました。お米の問題もあるんですよね。今、スーパーに行きますと、米はいろんな価格がついていますね。5キロでどうかしたら1,500円ぐらいでついているときもあれば、2千円とか、いろんなのがついています。そして、地元にあるようなメーカー、何ですか、コシヒカリだとかヒノヒカリだとかいろんな名前がついていますが、果たしてそれがすべてそれだという保証は全くない。産地を表示してあるところもありますが、やっぱりこれもですね、鹿島でも米はどこでもとれておりますが、私たちが農家の人から直接買えば地元のを買うことができるんですが、なかなか買うことができない。そして、個々の人たちはその米が安全かというのは全く知るすべがないわけですよね。特に米は外国から持ってくるときには、恐らく今もそうだと思いますが、一つ一つ袋に詰めるとかなんとかじゃなくて、船底に一遍に入れて、それがカビが生えたり、腐れたりしない、虫がついたりしないためにポストハーベストですか、人間は防煙マスクをつけて、さあっとまいている姿、写真なんか私も何編も見てきましたが、そういうのが入っていると思うと、やっぱり非常に心配ですよね。これまでもアトピーの問題だとか、いろんな皮膚病の問題だとかいうのが社会的問題になってきたこともあります。やっぱりそういう問題があるわけで、お米などについてもできれば地元のをどう確保できるかという、その辺のですね、私も流通の関係からこうしなさいとかいう提案は今できませんが、そういうことをやっぱりしていくべきじゃないかと思います。

ちなみに、私も今米は直接農家の方から買っています。買いようによってはお値段もいろんなことがありますし、特に今高齢者の人たちなどはわずかなお金で生活されて、お米もなかなかスーパーのも安かよと買ってきんしゃるとを見よるぎ、5キロにするぎ、私たちが買うたより高か値段で買いよんしゃるわけで、私たちは一緒に防衛のために安いのを買って、1キロ袋をつくって分けるなどして取り組んでいます。そういうのをもっとどこでもだれでもできるような体制がくれたらなという気がします。どっちにしても足元のは目に見えるわけですから、目に見える形での供給ができる体制をとる、そのためには個々ではできないので、やっぱり担当行政が音頭をとっていただく。それと、やっぱり消費者も生産者もその意識を持つことがまず第一だと思いますので、ぜひ食の問題については、1カ月に一遍市報が出されておりますので、片隅でもいいと思います。毎月載せてくださいよ。安全な食品をどう確保するかという問題、いろんなのがあると思います、食の問題ではね。食育の問題もあると思いますが、そういう体制はとれるでしょう、市報での。特別ビラをつくってまくということもありますが、それより毎月行く市報なんかでそういう宣伝をするということが私はよりベターじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

具体的な御提示ですけれども、我々は日ごろの業務の中で、今おっしゃったように対応していくというふうな基本方針でいきたいというふうに思っています。当然ながら、いろんな資料とかも我々サイドではつくっていきますし、そういった市報の一角にどうかという話は、これは私のほうでそうしますとは言えません。はっきり言えませんけれども、やはりそういったことも一つの方法かなという気がいたしておりますので、そういう形がとれるのかどうか、これは協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りたいと思えます。

後期高齢者医療制度の問題ですが、先ほど診療報酬の件でいろいろとお尋ねしたわけですが、いろんな御説明をいただきましたが、どっちにせよ、診療のためのお金が決められる、月6千円ということを決められるということになりますと、先ほど私が申し上げましたように、もう少し治療したほうがいいけどというような状況の患者であっても治療ができない——できないことはないですね。やればできるわけですが、しかし、そうなれば医療機関に対する診療報酬が行かないわけで、そこまでして病院もするということは考えられないわけですよ。だから、そういうことになれば、まさに高齢者の人たちにとっては命の問題につながってくると思うわけですが、こういうことを私は許すことができないと思えますが、このことについてどうお考えですか。鹿島市の高齢者の命を守るという立場に立って、こういうやり方をどのように受けとめられているのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

先ほども説明の中で申し上げましたように、現在の診療報酬体系というのは、出来高払い方式が主流でございます。その中でも欠点があるということですね。それで、包括払い方式を一部、今回の診療報酬の改定の中では取り入れるということだと思っております。欠点を補いつつ、限られた医療費の中でそれを有効に使っていかうというのが趣旨じゃないかというふうに思っております。

冒頭申し上げましたように、この診療報酬については詳しく説明を受けておりませんが、基本的には新聞あたりの論調を見ても、そう改悪になっていないんじゃないかというふうな感じを受け取っております。そういうことですので、もう少し詳しく情報が入ってから正確にはお答えをさせていただきたいというふうに思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

情報が入っていないというのをあなたの責任で云々言うわけじゃございませんが、これは来年の4月から始まろうとしているわけじゃないわけですよ。ことしの4月からもう始まるんですよ。それにつけて、十分にわからないというような、これはもし本当に上から来ていないとしたら、国が余りにも無責任だと私は思いますね、そう思います。特に私は驚きましたが、厚労省が——これは新聞に書いてありますが、こんなことが書かれています。75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度への批判が広がる中、厚生労働省は医療が制限されるというのは誤解。受けられる医療は74歳までと変わらないと宣伝するよう地方自治体に働きかけていますと。そういうことをしながら、明らかにしないで、もう緊急にそういう制度を、それもいいことならいいでしょうけど、今私が言ったようなこと、これはもう事実ですよ。そういうことを押しつけようとしているわけでしょう。もうまさに今のやり方、本当に今まで御苦勞なされたお年寄りの人たちの健康と命を守るためなら、こういうことはできないと思うんですよ。隠しておって、変わらんとやえとか、誤解だと、そういうね、これは何から出てきたかといいますと、全国でこの後期高齢者医療制度に対する実態がわかればわかるほど、不満の声が大きくなってきた、やめよという声が大きくなってきた、そういう動きの中で厚労省としてもどうしようもできずこういうことを言ったと思いますが、ですから、今全国で500を超す自治体で中止せよとか見直しをせよという意見書や請願書が採択されたということがニュースで流されているわけですね。鹿島市の市議会でも見直せという意見書が採択されたわけですけど、こういう状況ですよ。だから、まだ明らかにもされないようなことを早急に押しつけようとするこの制度、私はこういう状況だから、これはやめなくてはいけないということを盛んに言っているわけですが、この後期高齢者医療制度、こういう状況が裏にあるということを見て、市長はどうお考えになりますか。最初12月では不安があると、しかし、どうしようもないというような御答弁をなさっていますが、やっぱりそうお考えなのか、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実は細部にわたって、先ほど課長が答弁しましたように、まだわからないということが実際あるんです。1週間ぐらい前に、私、佐賀県の国保連合会の理事長をしております、総会をしました。そのときも実際まだわからないという部分がありましたので、総会に大体かけにやいかん事案ですけど、これを専決にさせてくださいと、こういうことも総会の席で言ったぐらいですから、実際まだ細部にわたってわからないことがあります。特に事務手続上ど

うせんばらんかとか、その点においてはまだはっきりしていない分があるんです。以前にも申し上げた、介護保険のときも走りながら考えるというふうな表現で私も言いましたが、実務対応としてはそういう部分も今度出てこざるを得ないというふうに思っています。私たちは国に対してこれがいいとか悪いとかここでは論じませんが、現実になくなっていくわけですから、我々は的確にそれを受けて対応するしかない、そういう覚悟をしながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、後期高齢者医療で次の質問に移りたいと思いますが、先ほどお答えをいただこうとした件ですね。後期高齢者医療制度というのは75歳以上と、また障害者、それから寝たきりの老人の方、この人たちも加入できるということになっているわけですが、この加入のために——加入のためといいますか、市内には文書が配られているわけですね。まず、その文書ですが、例えば、対象になる障害を持つ人とか寝たきりの老人だとか、家族の方がいらっしゃれば、その文書を見てある程度の理解ができるわけですが、そうじゃない人は理解できないわけですね。そういう人たちは、周りに相談する人があればいいわけですが、じゃない人は市役所のほうに恐らく相談に行かれると思いますが、そういうときに、もうはっきり申しませうね、現実的にあったお話です。障害を持った人が手続を済ませてきたとおっしゃったわけです。じゃ、どういうふうになって、どがんことか聞いたねと言ったら、いやもうこれでよかよと言うてもらったと、まあその人もどこまでおっしゃったかわかりませんが、私は要するにこの問題については、後期高齢者医療制度のほうに加わるということになれば、例えば、先ほど言いましたように、診療について限度が加えられる分もあるわけです。だから、もしこれに入った場合には、今までのように医療が受けられない分も出てくることもありますよとか、そういう最低の説明はしながら加入するかどうかということをやっぱり文書のお手伝いをするということが大事だと思いますが、その辺はどこまで対応されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

一定の障害を持っておられる方の後期高齢者医療制度への移行のことなんですけれども、この制度は現行の老人保健上もあるんですね。それも選択制なんです。同じように後期高齢者医療制度もそれが取り入れられるということでございます。

それで、1つ問題になったのが、問題を複雑にしておるのが、20年度に限り一般の人の自己負担というのは70歳以上は1割になっているんですね。ところが、政府の見直しにあった

ですけれども、今度の4月から1割の人が2割になる。1年伸びたですね。21年からという形になっております。そこがあってちょっと複雑になっているわけですが、そこを移行したほうがいいのか、現在の医療保険制度にとどまった方がいいのか、判定はその人の家族の構成、それからその方たちの、世帯主と本人さんですけれども、所得の状況、それからその障害を持っておられる方の診療の頻度、そういうものによって判断せざるを得んということなんですね。それで、簡単に言えば、お一人お一人に事情を聞きながら、所得状況を見ながら相談に応じて、最終的な御判断は自分でしていただくわけですが、うちのほうからこういう場合はこういうふうになります、こういう場合はこういうふうになりますというような形で相談に応じているというのが現状でございます。

それで、先ほどの包括払いのことも現場でそういう説明をしているのかということですが、これは先ほども申し上げましたように、新聞紙上等でわかる部分についてはお伝えすることは可能なんですけれども、まだ詳細がわからんもんですから、簡単に現場としてもそのことについて説明ができないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろんな問題があることはわかりますし、まだ、先ほどから盛んに詳しくはわかっていないということですが、基本的な分はあるわけですし、特にこれはその人たちの意思での選択になりますから、大変だと思いますが、やっぱり十分そこは指導といいますか、それからアドバイスをしながら、移行するかどうかという手続はとっていただきたいと思います。今、職員の数も少ない中で本当大変だと思います。皆さんの御苦勞はわかりますが、しかし、それはそれとしてやっていただかないと、どうしようもないことですので、そのことについてはお願いしたいと思います。

さて、時間がありませんので、生活保護の問題でお尋ねしますが、先ほど真つすぐ申請をと来る人はおらんと、いつもそうおっしゃいますね。相談においでになると、そうですよ。即と生活保護を受けさせてくんしゃいと、よっぽどの者じゃないと来ないですよ。そういう人もおるかわかりません。ただ、私も今まで同席したりなんかしてきましたが、申請に来られたときには、申請書をやって、その申請書に基づいていろいろ調査をして決定するのが普通だと思いますが、その前の事前調査というのが私はあり過ぎだと思うんですよ。その前に扶養する人だとか貯金の問題だとか、いろんなことを聞かれるわけですよ。そういうことを私も経験しておりますが、だから、先ほどもちょっと申し上げましたが、申請に来られた方は、その場で申請書を渡すと、そしてまず申請書を出していただくと。これも申請書は本当いっぱい書くのがありますね。しかし、これは最低どれとどれというのがあります

でしょう、それだけ出たら受け付けないかんとね。それを受け付けておる途中で書いてもらったらいわけですから、やっぱりそれをやってくださいよ。だれだって生活保護をお願いに行くときは、本当勇気を持っていつているんですよ。その中でいろいろ聞かれると、もうどがんしゅうなしおってでん、もうよか、やぐらしか、私はもう死んでもよかばいというような人も正直おるわけですから、そういうことになっちゃいけないと。だから、取り組みの進んだところでは、電話一本でも一応受け付けはされると、それから調査がされるというような自治体もあるんですよ、そういうところも。だから、そこまではせんでいいでしょうが、おいでになったときには申請書を渡して、そしてやると。ひどいのになりますと、相談に来られて1週間も幾らもですよ、関係の家族の人たちがおたくに通ってきて、やっと申請が出されるようになったという事例もあるわけで、これではその間のその人たちの生活というのは本当に大変なわけですから、いろいろは要りません。これからは申請においでになったときには、まず申請書を渡すと、渡してからしか調査はできないでしょう。個人情報のすっぱったのと言いますけど、あんた渡す前にいろいろ言いよっちゃ、こがんとにひっかかったってしょうがないです。それはそれでよございませがね、とにかくおいでになったときには申請書を渡すと、そして、あれは2週間以内に処理せんといかんでしょう、そういう決まりは決まりですから、それにのっとってやっていただきたい。今ね、本当にもう行きたいけど、どうしようないと、いろいろ聞かれるけん嫌とかいう人もいますけど、嫌でよかくらいならよかたいねと私も言いますが、そういう子じゃないわけで、ぜひその辺をお願いしたいと思いますけど、いかがですか。もういろいろは要りません。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

いろいろは言うなということですので、簡単に申し上げたいと思いますが、まず申請に来られる相談のときに一番聞かれるところが、どのくらいだったら対象になりますかということです。そういうことをお聞きになりますので、まずそれに関係することについては御相談の段階でお聞きするようにしております。これは聞かなくてもいいじゃないかということでもありますけど、当然申請の中では生活保護法の施行規則の中にございませが、申請をされる場合は氏名とか性別、生年月日、住所、いろんなことを含めまして、保護に必要な関係の資産の状況であるとか、その他の保護の決定に必要な書類を出されるということが申請の受理、先ほど申し上げました受理というのはそれらがすべてそろった段階で受理になりますので、当然早く処理をするためには早目にその辺を処理していただくということで、事前に御説明をするようにいたしております。

以上でございます。（「書類をすぐやるかやらんか」と呼ぶ者あり）書類については、そ

の都度今やるようにしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう時間がありませんね。では、生活保護はあと車所有の問題などもお尋ねしたいと思っておりますが、これはまた先に回したいと思います。

きょういろいろ申し上げましたが、これから新幹線の問題もまだ非常に大きな問題として浮上していくと思います。特に今私たちが力にするのは、県民投票条例がどうなるかというのが注目になりますが、その結果も出ると思います。

さらには、後期高齢者医療制度の問題ですね。本当に今御答弁があったのがそうであるとするならば、十分なことがわからない、決まらないままに大変な制度を国民に押しつけようとしているわけですね。今回のような医療抑制といいますか、その背景が何であるかということをお私たちは考えなくてはいけないと思います。公的医療保険のコスト削減、医療の市場化を必要と求めてきた財界の要求を私は見逃すことはできないと思います。日本の財界は高齢者がふえれば医療費の総額がふえることを見越して、国民の自立自助を強調し、保険料負担など企業負担の軽減を図るとともに、医療をみずからもうけの場に開放するために政府に圧力をかけてきました。政府はこのような財界の意向を受けて医療制度の改悪を進めてきたと思います。また、アメリカは日本の医療の市場開放を一貫して求めています。このことは、今日病院が閉鎖される、お産ができない、救急車で病院をたらい回しにされるなどなどの事態を生み出すことにもなっていると同時に、計画されている後期高齢者医療制度によって一番弱いお年寄りに大きな犠牲を与えるものになっています。長い間御苦労されてきたお年寄りにこのような制度は余りにも非人道的と言わざるを得ません。今の国会において共産、社民、民主、国民新党の野党4党で2月20日、後期高齢者医療制度を廃止するという法案を衆議院に提出されております。私は、何としてもこの制度が廃止されることを願って、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開をいたします。

午後1時48分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

皆さんこんにちは。8番議員福井正でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく鹿島市の産業の活性化と安全・安心のまちづくりでございます。

まず、鹿島市の産業の活性化（新エネルギーを活用したまちづくり）につきまして質問をさせていただきます。

最近、原油価格が高騰し、平成17年1月、1バーレル30ドルであった原油が、20年2月28日、1バーレル101ドル、きのう103ドルになったと、そこまで高騰をいたしました。

これは、原油に対する投機の影響だとも思いますけれども、東アジア、東南アジア、インド、ブラジルなどの国々の経済発展の状況で、原油価格が今からまた2年前の価格まで、1バーレル30ドルまで下落するということがひょっとしたらもうないのじゃないかなという感じがいたしております。

石油製品の価格が上昇いたしております。ガソリンが1リットル150円以上、軽油が130円前後、灯油が100円程度に値上がりいたしております。輸送業、農漁業、また、市民生活に対する影響が多大なものになっております。

現在、国会中でございますけれども、暫定税率と道路特定財源についての論議が行われております。今後予算次第で税率がどのようになるのか、現時点ではわかりませんけれども、たとえ暫定税率がなくなったといたしましても、ガソリンで130円前後、軽油で110円前後となります。

今現在、世界的に見まして、バイオ燃料の需要が増加しております。これが穀物相場に影響を与えておりまして、いわゆる食料価格が上昇していることは御存じのとおりでございます。

バイオエタノールの価格について見てみますと、世界一の生産国ブラジルで製造価格が1リットル30円程度でございます。これは輸送コストを含めまして、例えば日本に輸入したといたしまして、80円前後になるということです。また、BDF、バイオディーゼル燃料でございますけれども、これが70円から90円の価格で現在販売をされております。

ガソリン税を見ても、暫定税率を含めまして53円80銭、軽油税が32円10銭かかっておりますけれども、非課税ということ的前提にいたしますと、これらのバイオの燃料というのは十分石油価格に対抗できるような価格に現在なっております。これはいわゆる原油価格が高騰したということでございます。

先ほど、2月のことでございますが、沖縄大学NPO法人いきいき沖縄ネットワークというところがございまして、ここの吉川教授の教室の佐藤さんという方を訪問いたしまして、ここはパームディーゼル燃料ということについていろんな活動をされているところでございますが、沖縄県を見ても、ここはもう本当に日本やろうかというぐらいに優遇措置が

ございます。例えば、税制の問題にいたしても、こういう燃料の生産にしましても、あと情報に関しても、特区という形で日本とは大きく優遇をされた地域でございます。

そこで何をされているかといいますと、宮古島と伊江島、ここはサトウキビを燃料としたエタノールの生産が行われております。また、パームヤシの実を原料とするディーゼルオイルをトラック輸送に使用している。これが吉川さんたちのグループでございますけれども、こういう実験が行われています。

パームオイルの使用状況といいますのは、現在23台から24台のトラックの燃料として使用中でございます。利用者はNPO法人の会員のみにも供給をするというシステムでございます。

現在、その価格が108円で販売をされているという状況であります。そして、パームオイル100%でございます、これはいわゆる軽油税というのとはかからない。この108円で販売することができるという状況でございます。

ただ、そのパーム油自体が実は沖縄以外で使えないといいますか、気温が下がりますとパーム油の粘度が上がります、いわゆるエンジンの粘性が増します、これがちょっと動きにくくなるということでございます。軽油と混合すれば十分走らせることができますけれども、その場合は課税されるということでございます。

現在、サトウキビを原料にしてエタノール生産を行っておられますけれども、まだまだコスト高等ございまして、今はパーム油の輸入に取り組んでおられるということで、19年度には160トン輸入された。環境の影響はCO₂排出がゼロエミッションということでございますので、環境の負荷はないということです。ただ問題は、このパームヤシの生産というのが沖縄ではできない。これは気温と土地の関係だそうでございますけれども、結果的にインドネシア、マレーシアの熱帯雨林を伐採して、そこで栽培するという、逆の意味の環境問題が起きているということでございました。

こういうことを考えますと、食料を今エタノールにするというやり方でエタノール生産をされておりまして、日本国内でも、E3といいますけれども、ガソリンの中に3%エタノールをまぜるといふ燃料がもう既に販売が始められております。こういう状況が今日本国内でもあるということでございます。

私先ほど、食料を燃料にするということは、やはり食料自給率、きょうも食料のことが話に出ておりましたけれども、今39%という状況の中では、やはり食料は日本国内では燃料にするべきではないというふうに思っています。

今、日本国内でじゃあどういふ研究がなされているか。ちょっとバイオ燃料に対する研究というのは、日本は世界と比べますとおくれておりました。というのは、先ほど申しました穀物を燃料にできないという、そういうことがあったわけですが、今実はいろんな取り組みがなされていまして、実際プラントとして活動して販売している、これはエタノールですが、大阪府の堺市、ここでは建設廃材、いわゆる材木の廃材ですね、これをエタノール

化するというプラントが動いていまして、実際もう販売がなされております。

これをまた、トヨタ自動車とか本田技研の研究所等でも実は間伐材だけではなくって、ほかのセルロースを使ったバイオ技術というのが新たに開発をされておまして、こういう活動が日本国内でも起こっているということでございます。

ひるがえって、鹿島の状況を見てみますと、鹿島でも荒廃園が増加傾向にあるということでございます。私の聞いたところでは、約140ヘクタールの荒廃園があるということで、ここではもう作物が栽培をされていないという状況でございます。この状況をそのまま放置しておきますとしても、農業の問題、国土保全の問題に影響が出てくるのではないかなということがございまして、このことを打開する一つの方策として鹿島の未来がひょっとしたらエネルギー産地になることができないかなということも考えまして、バイオ燃料についてちょっと今回取り上げております。

このことについて具体的に今から質問をしてみたいです。

鹿島には、先ほど申しましたように、140ヘクタール、ひょっとしたらそれ以上あるという話もございしますが、荒廃園があるということでございます。このまま放置しておきますと雑草が生い茂り害虫が発生すると。また、洪水防止、土砂崩落防止などの農地が果している多面的機能が失われると言われております。そして、佐賀県内の統計を見てみますと、県内で荒廃園が多いところは、有田に次いで鹿島が2番目だと、ただ、その資料には実は面積は書いてございませんでしたが、これだけの荒廃園があるということがわかりました。

この荒廃園、ある意味では耕作放棄地と言ってもいいかわかりませんが、これをどのように有効活用すればいいのか、食料の自給率向上や国土保全に、また、水田農業にだけとってみますと、複数の農家が一体となって水利システムを運用されております。これが虫食い状態で耕作放棄地が広がってきますと、地域全体の水田農業の存続が困難になると言われております。その対策として、全国各地で行われておりますのが、いわゆる畜産業の放牧地として活用すると。あと集落営農、担い手農業での対応、また、市民農園として市民に貸し出しなどが実施されておりますが、今現在鹿島市としてどのような対策をしておられるのか、まず1点お尋ね申し上げます。

続きまして、バイオエタノール生産についてお尋ねいたします。

農林水産省では、平成27年を目標に建築廃材、稲わら、麦わら、ススキなどの食料とならないセルロース類の植物を使ったバイオエタノール製造が研究をされております。

日本におけるエタノール生産はまだ実証実験の段階でございまして、少量の生産にしかすぎません。また、先ほど申しましたように、穀物を利用することは日本ではできる状況ではないということでございます。先ほど申しましたように、大阪では既にもうプラントが活動しました。経済産業省、農林水産省でさまざまな施策が今から始まろうとしております。菜の花とかヒマワリの種子は食用油に、茎や葉でエタノールを生産するということが十分可能

だと思います。採算も現在の原油の状況を見ますととれるのではないかなというふうに思います。

そこで質問でございますが、荒廃園にこれらを植えて、花が咲いたら観光地として活用する、また、そこでとれたものをバイオ燃料にしていくという考え方があると思いますが、これについて質問いたします。

次に、バイオディーゼルです。これはエタノールとディーゼル油と全然性格が違っていて、現在、鹿島でも菜の花を栽培して菜種油をつくって、それを給食センターにおろしておられますけれども、その廃油を回収してBDFを生産されておられる菜の花プロジェクトというのが現在行われております。

鹿島市では菜の花を1ヘクタールで栽培し、市内小学3年生や保護者、福祉作業所の皆さんが種をまいて、それを収穫し、絞って菜種油にしておられます。廃油を回収して、今現在BDFを生産して市の公用車、トラックなどで使用されていることは御存じのとおりでございます。菜の花プロジェクトは今1ヘクタールでございますが、これがもう少し拡大することができないのかなということについて質問いたします。

次に、このBDFの生産で一番問題になっているのは廃油の回収量が少ないということでございます。1日生産量が約200リットルの機械がございましてけれども、これが1週間に2日しか稼働しておりません。ということは、1週間に400リットル程度の生産だと思います。実はこの量だと、マイクロバスとか数台のトラック等への供給能力しかないということでございます。現在の軽油価格は、先ほど申しましたように、120円か130円ぐらいかかっております。今BDFの販売が85円前後と聞いています。実は伊万里のハチガメプラントでも生産されてはいますが、ここは108円で販売をされております。これを考えますと、現在軽油を購入するよりもこちらのほうがまだ安く購入ができるということでございます。

ただ、BDF使用のためには運輸省の認定ということが必要でございますので、すべての車両がすぐ使用できるということではございませんけれども、認可を受ければすべてディーゼル車両は使用することができるということでございますので、この製造量ですね、これが1週間、6日間フルに生産できるぐらいに廃油の回収ということがうまくいかないのかなということを私も考えておりますが、この廃油の回収対策ということについて鹿島市としてはどのようなことを考えておられるのか、この点についてお尋ねをさせていただきます。

続きまして、大きな2点目でございます。安全・安心のまちづくりということについて質問いたします。

今から約50年前、私がまだ小学生のころでございました。小学校に通いますとき、鹿島小学校でございましてけれども、その途中に、東町からずうっと通学路を通ってきますと、実はその川はきれいな川でございまして、いつも野菜を洗ったり、洗濯はしよんしゃれんやっただですけど、米を洗ったり、それができるような川でした。そして、フナもおったし、メダ

カもおったし、ウナギもおった、非常にきれいな川やったとですよ、そのころは。ところが、今はその上に、どがんなつとかというぎ、ふたがかぶさって歩道に今なっています。これは交通安全のためには当然それが必要なものだというふうに私は思っております。

今まで、過去の議会の中で私は安全・安心のまちづくりという同じテーマで3回質問いたしました。火災ですとか水害への対処についての質問でございました。今回も災害に強いまちづくりをつくりたいという願いを持って質問をいたします。

まず、水路の調査について質問いたします。

大字高津原に区切って今回私も調査いたしましたけれども、いわゆる市街地、住宅密集地という、このところの水路を見てみますと、実は暗渠が多いんですね。暗渠が多くてどのように水路が流れているかというところが私もわからなかったというところがございました。ただ、過去に私もそのあたりを歩いていましたから、大体こら辺やろうということはわかっておったとですけど、現実には暗渠になって非常にわかりにくいということがございました。

それから、水量の問題があります。前は豊かな水が流れているいろんな生物がすんでおったと、先ほど申しましたけれども、実は水量が多く流れているところと、ほとんど流れていないところとあります。これはいわゆる農繁期であればわかるんですが、今現在でもそういうところがあつたということでございます。

それから、水路の幅を見ましても、いわゆる上流のほうが広くて途中で狭くなって、また広くなるとか、そういうふうなところがあつたということでございます。

ですから、防災という観点、前回まではいわゆる火災と水害について質問いたしましたけれども、そういう観点から見ますと、やはりこれらの水路の状況というのを把握していく必要があるのではないかなど。というのは、これは行政だけが把握するんじゃなくて、我々住民も、いわゆる各区の皆さん方も、消防団の皆さん方も含めての話ですが、これを把握していく必要があるのではないかなどと思いますけれども、こういう状況の調査をされるお考えがあられるかどうかについてお尋ねします。

それから、次に用水路の地図でございます。

これも前回質問いたしまして、これ重複した質問になりますが、19年6月議会の質問で、水路マップ、水路担当の一本化、用水路の管理システムについて質問しました。市長の御答弁が「現場で現実的に、農業用水路はその水路図、下水路はその水路図、これで結構用を足している。農業用水路でも下水路でも水の利用という点では一緒であるが、これをやるとしたら膨大な仕事量となる。今後も引き続き職員と意見を闘わせながら、どうするか決めていきたい」という御答弁でございました。

鹿島市内全部の水路図を作成したら、それは膨大な仕事量になるということは私も理解できておりました。ただ、防災の観点からしますと、水害や水害時に堰や堰板、水の流れる方

向などを把握しているということで迅速に火災現場に水を送ると、また、逆に大雨が降ったときには早急に下流のほうに、ポンプ場のほうに水を流す。そのために堰の位置、流れる方向を把握するための調査、それを地図に落とすということが必要だと思います。

このように、大字高津原地区というのは暗渠が非常に多い地区でございますので、この地区なりとも、だけというたら、これはほかの地区に失礼でございますが、まず防災のための地図、今ある地図に拠点だけでも記すようなことができたらいいかないかと思いますが、これについて質問いたします。

次に、3番目でございますが、防災組織間の連携について質問いたします。

大字高津原地区では昨年各区と消防団とで防災に対する協議というのが行われました。今後多分協議をされていかれると思います。

今、七浦地区と中牟田区に自主防災組織ができたということを聞いております。この自主防災組織と各区、消防団との連携というのがどのような状況なのかなということについて質問いたしますとともに、その防災についての協議というのがどのようなになっているのか、また、ほかの地区での自主防災組織というのがどのような状況なのかお尋ねします。

それから、これが防災について最後ですが、逆川の流域に二本松通という通りがございます。ここに大体10軒ぐらいだと思いますが、住宅がございます。ここは30年前から実は水害に悩まされているところでございます。これは逆川が高津原から裁判所があって、裁判所から西牟田のほうに向けて水路がありますけれども、そのいわゆるちょうど堰がある、そのところがあふれるということなんです。

その原因を私なりに考えてみますと、高津原地区に関しましても田んぼがなくなったということと、結局、遊水池が減少しているということ、それから、大雨時に高台の水が一挙にそこに集中をするということで水害というのが起きているのではないかなというふうに思います。

ここは梅雨どきとか台風シーズンで水害、ただ、水害といいましても、一度にどおっと来て、ポンプ場が稼働したらすっと引いてしまう。だから、私たちがそこに駆けつけたときはもう水がないという状況でございますが、ただ一時的にしましても水が家に入ってくるということでございます。このことについて調査がされたことがあるのか、また、何らかの対策をされるお考えがあるのかお尋ねいたしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

福井議員の荒廃園の対策と活用に関してお答えをいたします。

まず、防止策といたしまして、御承知のとおり12年度から21年度までの中山間地域等直接支払制度と19年度から5カ年継続で始まりました農地・水・環境保全向上対策事業がござい

ます。また、耕作放棄地を利用した放牧について、現在3戸の和牛農家が2.9ヘクタールで取り組みがございす。農家のメリットとしまして、遊休農地の解消のほかに、えさをやる手間やえさ代がかからない、草刈りの手間が省け景観がよくなる、こういった経費節減効果がございす。

今後、普及センター、農協と連携をとりながら耕作放棄地の有効活用策の一つとして推進することにしておりす。それから、市独自の対策として、20年度は新規に荒廃園対策事業に取り組みをいたしす。

懸案事項であった中山間地域の荒廃園問題について、九州農政局及び県、農協と連携をとって調査研究に着手し、今後具体的で有効な対策事業へつないでいきたいと考えておりす。

それから、ヒマワリなど景観作物の植栽と観光面についての御意見についても、荒廃園対策事業の中で検討してまいりたいと考えます。

最後に、鹿島菜の花プロジェクトの菜の花栽培の拡大はできるかという件についてお答えをいたしす。

七浦地区で22年度完成予定の広域農道の活用を考えようということで、遊休化が懸念をされます農地などを有効に活用して、景観保全や地域の活性化につながる取り組みを検討しようという動きがございす。この動きとの連携が実現できればということで考えておりす。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

福井議員の質問の鹿島市での廃油回収の対策としてどのように考えておられるかということに対しましてお答えをいたしす。

なお、バイオディーゼル油関係については、新エネルギー対策ということで企画のほうから後だって説明をいたすと思ひます。

鹿島市の廃油回収関係についてでございすけれども、廃油の回収には先例地でも多くの問題が残されておひます。しかし、循環型社会形成として対応すべきだというふうにごひます。

鹿島市では、現在福祉作業所で精製されている廃油が門前商店街関係の事業系廃油、それと、先ほど質問の中にありました菜の花の油を精製されているように思ひておひます。

ただ、環境下水道課といたしましては、昨年5月からテストケースとして中牟田区を中心に回収をいたしておひます。その実績といたしまして、今現在、2カ月に50リットル程度の廃油が回収をされているようでごひます。そして、一部高津原区でも回収をされていると聞いておひますけれども、これについては詳細が報告されておひません。

このような経過を見ながら、うちのほうも研究をしてまいりたいというふうにごひます。

ます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、福井議員の御質問の中で、新エネルギーを活用したまちづくりという観点から答弁をしたいと思います。

荒廃園対策としてというような言い方だったんですけども、新エネルギーを活用した工場あたりを誘致したらどうだろうかというような議員のお話でございました。

今議員から御紹介をいただきましたように、新エネルギーにつきましては、多くの取り組みが始められ、いろいろ新しいことも出てきております。今研究段階というのもたくさんあるように聞いております。

新エネルギーの利用について研究をしていくということは大事なことだというふうにとらえているところでございます。

ただ、現在の鹿島市の状況におきましては、鹿島市が大きな投資をして施設をつくるというようなことは無理だというふうに考えております。

鹿島市が今行っておりますBDFのことにつきましては、もう議員御承知だというふうに思いますけれども、福祉作業所のほうが廃食油の回収をいたしまして、それからBDFを精製すると。それを販売までするというような一連の作業を福祉作業所がやっている。福祉作業所がやっているということが鹿島市の大きな特徴でございまして、ほかのところではなかなかコスト的に無理なところもあるようですけれども、鹿島市のほうは何とかそれで順調に進んでいっているようでございます。

月2,000リットルに満たないほどの取引ではございますけれども、廃食油を提供してくれるところ、BDFを買ってくれるところ、現在30団体ほどの協力を得ながらやっているところでございます。

こういった新エネルギーを紹介する、みんなに知ってもらおうという、関心を高めて省エネルギー、それから、新エネルギーの利用というふうに広がっていくというふうに考えておりますので、鹿島市としましては、まずできるところからやっていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

質問の2点目の安全・安心のまちづくりについてということでお答えをしたいと思います。

3点ほどあったかと思えます。

まず1点目が、防災の観点から水路の状況調査をする考えはないかということですが、これにつきましては、基本的にはそれぞれの地区でお願いをしたいというふうに思っております。

次の堰や堰板などの位置を表示した地図を作成してはどうかというふうなことでございますけれども、火災などの緊急時に素早く対応するためには、地区の人たちが日ごろから自分たちでそういう場所等々については確認をしていただき、だれがどのような形でその堰をあけるのか、どうするのかというのは日ごろから確認作業をしていただくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味からも、それぞれの地区でそのような堰とか堰板の場所等についても確実に確認をしていただいたほうが、より有効的に活用できるのではないかとこのように思っております。ただし、地図等についての提供等は当然のことながら協力をしていきたいというふうに思っております。

3点目の防災組織間の連携ですけれども、質問の趣旨としましては、自主防災組織があるけれども、それらの区と消防団等との連携はどのようになっているかということと、ほかの地区での自主防災組織の設置状況はというふうなことではなかったかと思えます。

まず七浦地区においては、昨年の6月に全世帯を対象にいたしまして、みずからの地域はみずからの力で守るという自主防災の意識の高揚を図ることから、七浦地区全世帯を対象に七浦地区防災ネットを組織されております。

その活動でありますけれども、消防団や区長会などと連携をとりながら消防水利の点検の実施、それから、救命講習会等への参加などに取り組まれております。

それと、中牟田地区ですけれども、ここ二、三年の間に数件の火災が発生をいたしておることから、大字高津原地区の関係者の方々と連携をとりながら防災に関する会議の開催や、そして、先ほどありました水路の問題、講習会等への参加などに取り組まれているところであります。

今後、市としましても、自主防災組織の設立のためには、今後区長会等に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それと、現在の自主防災組織の市内での設置状況ですけれども、馬渡、それから世間、それと、ただいま申し上げました七浦防災ネット、それと中牟田地区の4地区であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

福井議員の2番、安全・安心のまちづくりについての(4)番で逆川流域の水害対策という

ことで御質問でございます。

現在、環境下水道課としては、浸水対策として乙丸雨水ポンプ場の整備を重点的に進めてきております。平成20年度で一応の整備が完了する予定でございます。高津原から西牟田方面の水は西牟田ポンプ場で排出するという全体計画になります。横田ポンプ場から下流側、いわゆる県道山浦～鹿島ステーション線から山口こうじ屋、ピオ周辺、それから中央交番、それから中央公園、一休庵周辺、この水は中牟田のポンプ場のほうに持っていく計画でございます。

これを中牟田のほうに持っていきますと、先ほど来言われている逆川流域のほうの水も相当緩和されることになることで計画をいたしております。

この中牟田排水区の整備計画を持っておりますので、この乙丸のほうが完了していきまると中牟田排水区の整備計画のほうに順次進めていくという形で計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、一問一答方式で質問いたします。

荒廃園についてでございますが、現在3戸の農家で放牧をされているということでございました。

また、広域農道沿いに、いわゆるヒマワリとかなんとか、菜種、いろいろ植えるということだったのですが、私ちょっと書き損のうとったですけど、そういうことでよかったですかね。観光地化したいということでございました。

私もそういうことで十分活用できるというふうに思いますけれども、後のことも関連して2つ、竹下課長が答弁されたことに一緒になって質問しますけれども。

実は、三重県では、トヨタ自動車でございますが、山林を1,680ヘクタール、トヨタ自動車が購入をされたということです。何をされるのかといいますと、ここの間伐材を使ってエタノール生産をもう始められております。あと本田技研も実は同じようなことを考えておられると、あと三井造船につきましても、ここはちょっとやり方が違いますけれども、新潟県です。新潟県のJAと提携して、ここは米なんです、いわゆる通常のコシヒカリの1.7倍の収量のある米、これはインディカ米とジャポニカ米を交配してつくった米だそうなんですけれども、昔、佐賀県の佐賀段階というのがあったんですけどね、いわゆる大収量の米をつくって、それをエタノール化しようということの計画ですとか、そういうことが始まっていますし、また、規格外の米ですとか小麦等を使った、これもエタノールなんです、これをつくろうということがあっています。

というのは、佐賀県はまだこういう動きがあっていませんけれども、北海道とか新潟、沖

縄あたりでは、大阪もですね、もう既にプラントをつくって実際バイオ、エタノールのほうなんですけど、これをつくろうという動きがあっていると。それから、その需要といたしましても、先ほどE3という言葉を使いました。これはガソリンの中に3%のエタノールをまぜるといふことで、国の方針として決まっています。ただ、問題は政府が進めようとするエタノールの方式と石油業界が進めているエタノールの方式に違いがあるんです。これは水に強い弱いかなというだけなんですけれども、実際その両者がちょっと対立をしているものから、なかなかこれが普及できないという状況にあります。

いずれにしても、このことが解決しますと、エタノールの需要は今からふえてくると思います。

今そのエタノールはどがしよっとかというぎ、実はフランスから買っているんですよ。フランスから輸入をして、それをまぜるといふことをやっています。だから、今農林水産省でも経済産業省でも、これを何とか日本でつくりたいと。穀物じゃないものを使ってつくりたいといふことで、先ほど申しましたように、いわゆるセルロース系をつくろうといふことなんです。鹿島に荒廃園が148ヘクタールあると申しましたけれども、ここを何とかこれに活用できないかと。だから、鹿島は1つが原油の生産地になるという、逆の意味の、ある意味の原油の生産地、エネルギー生産地ということになります。それと同時に、ここにそういう企業を誘致できないかと。いわゆる企業誘致といふことを考えてみますと、そういう栽培をして生産をしたところと工場は近いほうがいいんです。これはコストの関係がありますから。ですから、そういうことを考えますと、鹿島としても一つの、今すぐといふことじゃなくて、今からの産業の活性化、いわゆる農業の活性化という観点から見ましても、こういうことができるんじゃないかなと私は思いますが、こういうことについて、初めて聞かれたからちょっと答えにくいかわかりませんが、どういうふうな感想を持たれたかなといふことだけでも御答弁ください。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えしますけれども、一気に大きな話になってですね、今菜の花プロジェクトがようやくという言葉がどうなのか、ちょっと安定してきて、今稼働が順調にしているとは思いますが。そういった段階でいろんな形でのエタノールの製造といふこととか、そういったことを今おっしゃいましたけど、まず大阪では何かセルロース類でやっているとかといふ話をさっきされた。ただ、国はまだ、今からだといふふうな話もされたと思います。

ですから、私どもはまずやはり環境という視点でとらえて荒廃園、私どもは荒廃園の担当なんですけれども、そういう視点でいって、市民の人たちがやはり環境を守るためにこういうことでエタノールをつくって、菜種油をつくってとかといふ、そういった意識を少しずつ

盛り上げていって、そしてからいろんな展開ができるのかなという、かなり御質問からはスピードがおくれているような感じがするかと思います。

ですから、今おっしゃったのは、理想としてはそうかもわかりませんが、そこにじゃあ今からそういったことで検討するのかなんとかというのは、今の段階で申し上げられませんが、いずれにしても、これは市民の意識の問題、それから国の動向ですね、そういったところをちょっと見させていただいて、今やっておられるプロジェクトの皆さんたちとのお話し合いと、そういう形になろうかというふうに、少し私がほかの部署まで一緒に答弁したような形になっているかもわかりませんが、産業部サイドではそういうふうな答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。今、国の動きがわからないとおっしゃいましたが、もう国は実際動き出しております、これは農林水産省ですが、割りばしをバイオ燃料につくろうという動きが実はもうあっているそうでございます。これがうまくいくかどうか私もわかりませんが、ただ私が言いたかったのは、今の現状ではわかりますよ。これはもう今取り組むことは不可能、鹿島市でしなさいということをおっしゃっておりません。ただ、鹿島市のいわゆる産業の未来の構造として、やはり農業だけではございません、林業も含めてなんですが、これをエネルギーに変えていくということが現実に今技術的に可能になってきた時代が生まれてきました。これが完全に可能になる、ただ、今から7年後に大体できると思いますけれども、そのときになって取り組みを始めても遅いんじゃないかなと。考えておくんだら今からこういうことを検討していく時期なのではないですかという意味で実は質問をいたしております。

私今すぐこれをしなさいということをおっしゃっているんじゃないです。だから、ぜひこういうことも今からの市の施策として考慮できないでしょうかということでお尋ねをしていますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

企画課のほうで新エネルギーの窓口ということになりまして、いろんな情報は企画課を通じて入ってくることも多うございます。国の動きでもありますし、佐賀県のほうからも、これは農林水産課とこの間一緒に調査をしたんですけれども、今まさに福井議員が言われているように、鹿島市の中の食物繊維系の廃物というのですかね、使った残りのやつ、廃棄物になるやつを使った新エネルギーの調査、こういったこともあっております。そういった面で企

画課と、それから、菜の花だったら環境下水道課、農林サイドであったり、連携をとりながら、今来たものについてはいろいろ一緒になって調査をやったり、研究をやったりしているところがございます。

先ほど申しましたように、大きな投資をしながら施設をつくっていくということはできませんけれども、研究については幾らでもできますので、やっていくと、このように考えているところがございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

まず研究からだと思いますが、ぜひ始めていただいて、これは鹿島の将来に、いい方向になるようにぜひ研究をしていただきたいなというふうに思います。

次、エタノールからBDF、軽油のほうに行きますけれども、先ほど御答弁で、いわゆる門前ですとか中牟田区、高津原の一部で回収があっていると。嬉野の旅館さんからももらっているというふうに私も聞いておりましたけれども、いずれにしましても、週に400リットル程度の生産だと私は聞いております。だから、これはどういうことか、要するに週6日稼働するにしても、あと4日分まだ機械が遊んでいるという状況だと思いますね。だったら、じゃあどうすればいいかと、じゃあ廃油をどんと回収すればいいわけだけど、現実には回収が非常に難しいということは私もわかっています。ほかの鹿島市以外のBDFの生産所から、生産販売をしている、これは企業ですが、ここも一昨年まで85円程度で納めていたBDFが、もう回収が非常に難しくなってきた、以前は、廃棄物じゃございません、有価物ですから、リットル1円程度お支払いをして回収をしていた。ところが、もう1円でなくて6円ぐらいそれは値上がりしたと、その分のコストを考えると値上げをせざるを得んということで10円を値上げされたということです。

先ほど申しました伊万里のハチガメさんも、この間代表の福田さんとお会いしましたけれども、とても安くはもう売れない状況になりましたと。先ほどリットル108円で売っておられるということを申しましたが、もうそれぐらいいただかないと採算がとれないという状況になっている。これは原因は回収だそうです。いわゆる廃油が回収できないという。だったら、回収できる方法をどうすればいいのかなと、私もいろいろ各地の例を調べてみまして、ポスト方式、どこかに住民の方が持ってきていただいて、そこにためておくというやり方と、各家庭に業者の方が回るというやり方、両方あるということをお聞きしました。

このポストをつくるという、回収ポストをつくるというやり方、これは一つ安全面で問題があったというようなこと、いろんな難しいことがあるのはわかっていますが、今後、冒頭に申しました、軽油が今130円前後している状況で、108円で売っても軽油よりも安いです。だから、これは運輸業界だけじゃなくて、ひょっとしたら行政にも使えるかわからない。

農業機械にも使えるかわからない。だから、この生産を、せめて能力いっぱいぐらい使えるためには回収をどうしていくかという、その部分にかかっているというふうに思います。

だから、回収を今市内でも一部の地区ですから、ほかの地区の方たちにやはり協力をしていただくためにどういう働きかけをしていくかということが一つ大事だと。これは私たちの仕事でもあると思います。私たちがどういうふうに言っていくかということもあると思いますが、いわゆる市として、この次に回収をする策として何か考えておられるのかなということをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの福井議員の回収についてどういうふうな考えを持っているかということでございます。

先ほども言いましたように、一応中牟田でモデル地区としてやっていただいておりますというふうに申し上げました。これは鹿島市環境推進協議会というのを組織いたしております。その組織としては、区長会、区長、地区代表、あるいは婦人部の方が入っていただいておりますが、その中でごみ原料対策部会というのを組織しております。その部会長さんが中牟田の区長さんが現在やっていただいております。その中で中牟田の区長さんが中心になって中牟田の廃油を回収いただいているという状況でございます。相当力を入れてやっていかないと回収ができないと。そういう中で、まだ回収システムが確立しておりませんので、広報等でのPRはしにくいと。しかし、区長会等での協力要請関係については、ただいま言います環境推進協議会のほうで協議をしていただいておりますので、このモデルケースが昨年5月からしていただいておりますので、20年度の会合の中ではまたこの中身については検討していただくものと思いますので、そういう中で検討をしていくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

BDFに関しては、ぜひ回収のシステム、これが環境推進協議会、こちらで協議されることを私も期待をしております。

ただ、市としてどちらの方式にするのか、例えば、ポスト方式にするのか、各戸に回って回収する方式にするのか、これによって、例えばポスト方式にするんだったら、これに対する投資というのは若干であっても必要になってくると、あと防犯という面も考えなければいけないということも出てくると思いますね。

だから、市として今、どっちも考えとらんかわかんけれども、どちらの方式がいいかなというぐらいは、答弁があったらお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

これは福祉作業所とこれをやるときに話をしたんですけれども、各家庭まで回るだけの人的余裕がないと。拠点を決めてもらおうと、その場所に取りに行けるという話を聞いておりますので、やるならば、公民館なり、どこか指定の場所を決めてのポスト方式になるんだというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。ぜひ実現することを期待いたしております。

次に、安全・安心のまちづくりということで質問させていただきましても、ちょっと大きい話からいきますが、行政の役割で何なのかなど、私も以前からそういうことを考えたことがございました。例えば、西部劇を見ますと保安官がいて住民がおるわけですけれども、保安官が行政、1人で守るわけじゃありませんが、この方たちが住民の安全を守りますよと、そのかわり対価の税としてまたこっちに差上げますよと、大きく言えばそういうことだと思うんですね。

だから、安全とか安心をまず確保していく。これは食料安保も含めてですが、これが一つは行政に課せられた仕事ではないかなと私は思っております。

そういう観点で防災、防火とか水害対策についてずっと私質問しておりますけれども、水路図の調査については、先ほどの答弁で各区でやってくださいと、それに必要な地図は差し上げますよという御答弁でございました。

実は、調査自体はいろいろされています。だけど、現実にも水路をずうっと回ってみました。個人1人でとても調査できるようなものじゃなかったといいますかね、冒頭に申しましたように、まず暗渠が非常に、これは大字高津原地区ですよ。大字高津原だけ私調べましたけれども、まず暗渠が多いということと、水路が流れていって、どこかで消えて横に行ったりとかいうところが実際あるんですね。だから、歩いて調査をしてみましたけれども、なかなか難しかったといいますか、それから、1つありましたのが、例えば横田地区の横田堤のことを話しますと、横田堤のところから下流のほうに流れていくわけですけれども、ここに栓があるそうです。尺八栓という栓があるということをお聞きしました。私もこの尺八栓を私探し切らんやったとですよ。場所がどこにあるか、私もとうとうわからなかったということがありました。尺八栓というぐらいですから、多分が穴が幾つかあいて、どこか

をひねれば下からずうっとだんだんに上まで落ちていくという、そういう仕掛けやろうと想像はしましたけれども、その場所がちょっとわかりにくかったと。

それからもう1つ、その水路から下流に行きますと横田のポンプ場に行きます。一たん水が行きますね。ポンプ場に行って、その水がまた今度は中牟田のほうに流れていくんだろうと思うんですけれども、その横田のポンプ場、横田堤からポンプ場に行くのと、東町のほうに流れていく、2つに分かれていると思います。だから、どこで分かれとって、そこでどういふふうにすれば水流を変えることができるかということが、そこで私もわからなかったというのがありました。

だから、そういう現実には私たち素人が行ってもなかなかですね、場所のどこに行ったら何があって、どういふふうに流れていくというのが非常にわからなかったという、私も実際歩いてみてそれを感じました。

ですから、それは各区でやるのは、それは当然だと思いますよ。消防団の皆さんが自分が点検して、ここにこういう堰があると、こうすればこう流れていくという、これは理解していくことは、それは当然だと思いますが、これに対して、地図を渡しますから、これに勝手に書き込んでくんしゃいというだけでできるかなと、私が実際回ってみてそう感じたもんですから、それだけでよかとやろかなということがあったもんですから、実は質問をしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの福井議員の御質問の中で、横田堤と横田ポンプ場の関係が出ましたので、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

まず堤については、先ほど言われるように、普通尺八という言い方をしますけれども、栓がついております。この栓を抜くことによってその水を流すことができるわけですね。この栓は3本か5本か、高さはずっと、高さ違いで栓がなされていると思います。水が少なくなれば下のほうを抜くという形があると思います。農業用水関係でつくった堤についてはほとんどそういう形があると思います。今までそういうことを含めて生産組合のほうで管理をされてきていると思います。

先ほど総務課長のほうが言ったのは、そういう関係があるから生産組合なり、区のほうで維持管理をしていただきたいということでしょうけれども、確かに私たちが水操作、市のほうで水操作をすることがなかなかできにくい状態にあります。これは水の量でありますとか、用水時期の水田の広さ等も我々がはかり知れない、過去からの経験でされている状況にあります。ですから、我々がそれを水の調整をするのがなかなか難しいと。したがって、その水の目的、いわゆる農業用水でありますとか、通常の維持管理用水、これについては区なりで

管理をしていただいておりますという状況だと思います。

そういうことで、私たち自体は、先ほど議員言われるような施設については理解をしているわけですね。ですから、そこをどういうふうにしたいということで施設の構造の変換であるとか、そういうことであるならば、その目的を持っておられる自治体、いわゆる区長でありますとか、区ですね、生産組合のほうと話を調整することもできます。それから、その量の分岐が不都合であれば、うちの雨水対策でやるのか、農業用水対策でやるのか、構造物の変更等はまたできるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。やはりここは、先ほど生産組合との関連で言われました。これは農業用水というのは当然水利権が発生しますから、簡単にできることではない。これは前から私もずっと言っています。それも十分理解しています。

だけど、現実を見てみますと、西牟田区にはまだ農地が若干、あと3反7畝ぐらい残っています。横田地区にも、あそこも若干残っています。だから、農地が残っていますから、勝手にいじることはできないということもよく理解できますけれども、だけど、大多数の農地が、以前も申しましたように、宅地になったり街路になったりしているという状況で、生産組合員の方たちの数自体が減ってきて、以前生産組合員だった人たちがもうやめているんですね。やめていって、自分たちでもう、ある意味でいったら、もうしんしゃれんごとなってきたという状況ができてきたときに、だったら区ないし消防団ないし、そういう形でもうやらざるを得ん事態がもう来ているということを以前も申し上げました。

だから、そのためにもやはり地図に落とし込んで、大体こうなっているよと、それから、流れがどういうふうな流れになっているということを理解する必要があるということの意味で実は質問をいたしました。

ですから、以前の答弁は、各担当のところに地図のあっけんが、そいですっぎよかたいという話でしたが、それでもいいですが、そこにやはり行政と民間、区、消防団、ある意味でいったら自主防災組織も含めて、一緒になってそれを調査してみたらどうでしょうか。何年に1回でもいいですから、そういう調査をする日にちを決めて一斉に調査をしてみましようというような取り組みができないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

防災の観点から水路等の地図に作成をするようにと、地元と一緒に調査をしたらどうかというふうな御質問だと思いますけれども、実は、大字高津原地区のある一部の地区ですけれども、以前一、二回されていたというふうなことを聞いております。そういうふうなところでこちらのほうからその辺全体をするというのはなかなか難しいものがあると思いますけれども、いずれにしても、先ほど申しましたように、大字高津原地区ではそのような会議等も持たれておりますので、その辺の区長さんなり消防団、それから生産組合長さんたちと一緒に協議をしながら、必要性がどうしてもそのような形で地図をつくっていかにかんということであれば、我々としても検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。ぜひ調査して地図も落としていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、ちょっと細かい話になりますけれども、写真なんです、（写真を示す）これが横田堤の川底、ちょっと写真写りが悪いですけどね。今水深が、多分これで見ても、ここが岸寄りのほうですけど、多分30センチか40センチぐらいだと思うんですよ。写真が悪くて申しわけないですけども、以前、私、鹿島中学校のころ水泳はこの堤で行っていました。市長もあそこで泳がれた経験あられると思いますけれども、泳げるぐらいの実は水深があったんですね。あそこには貝もおったし、魚もおったような堤だったとですが、この堤、こんな水深が浅くなっている。ということは、何かあったときの、いわゆる貯水量自体が減っているんじゃないかなと。以前ここにEM菌を使ってヘドロ部分を浄化しようという試みがなされたと聞いていますけれども、ここの管理は、管理というか、所有者が市になっているとお聞きしていますが、ここのしゅんせつ等をされるお考えがあられるのかどうかだけお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

福井議員の横田堤に関する御質問に対してお答えをいたします。

まず、鹿島市の横田堤の位置づけでございますが、普通財産となっておりますので、一応行政としての利用目的はございません。いわば役目を終えたため池でございます。

それで、位置づけということではそういうふうになっています。これは昭和51年より横田区より維持管理を市のほうに移管されております。ここで、普通財産として管理をしますが、水を張って管理をするという、こういう覚書がございます。そして、必要に応じて水を水田等へ放流をするという、そういった位置づけのところでございます。

福井議員言われますように、これは数年前ですが、しゅんせつを検討したことがございます。ネックになったのはやはり事業費で、あそこが面積が2,900平米ございます。事業費として最低でも50,000千円、マックスで1億円というのが、そういったのが必要だったということ。もう1つ、先ほど普通財産と言いましたように、行政目的の利用価値がございませんので、事業目的として明確にそれだけの投資を行うという、そういったものが問題として、ネックとしてなっております。

議員おっしゃられるように、水草の繁茂、汚泥の堆積、それから、ごみの投げ込みとか流入とか、そういう問題があります。今までのところ思っておりませんが、今非常に我々も頭が痛いところということで、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

しゅんせつに50,000千円から1億円かかるんだと、当然考えんといけんですけど、だけど、今のままほっといて堆積が進んでいって、そこに貯水能力がなくなってしまうという可能性も当然将来は考えられますけれども、もしそうなったときに、そのしゅんせつなりをするのは、じゃあ各区でやるのか、それとも行政でやるのか、ということが出てくるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

横田区との覚書では、維持管理は市でございます。しゅんせつ等の事業をやる場合は市が行う必要がございます。ただ、この場合は、先ほど申しましたように、普通財産から行政財産へ戻して事業目的を明確にしてやる必要があると思います。

それと、参考までですが、実際水を排水する場合の費用は地元負担ということで、そういった覚書がございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今のところ、予算のことを言われますと、私も非常に言いにくいですが、だけど、管理が市ということは、将来的には市の責任というのが出てくるんじゃないかなとは思いますが。ただ、費用を考えたらなかなか難しいと思いますけれども、やはりあそこがどンドンどンドン堆積をしていってしまっただけで汚れてしまうというふうな、衛生面からいっても非常に困った状

況が生まれてくるのではないかなと思います。

だから、あそこで例えばEM菌を使って浄化をするというやり方も当然ありますでしょうけれども、先ほど写真、ちょっと余りはっきりしませんでしたがお見せしましたように、やはりごみもありますし、ちょっとヘドロのようになっているという状況でございますから、このことについては、やはり将来的に何らかのことを考えなければいけない。これは区でやることじゃないということでございましょうから、市の責任ということにもなってくるんじゃないかなと思いますので、このことをぜひ考慮お願いしたいということで、これはもう答弁はよろしゅうございます。ということで、ぜひお願いいたしたいと思います。

それから、次の質問に入りますが、自主防災組織ということ、これはいろんなことを調べてみましたら、自主的に各自治区等で防災のためにつくる組織であると、いわゆる阪神の大震災のときをきっかけに生まれたということでございましたけれども、じゃあ自主防災組織の位置づけ、消防団員さんというのは準公務員みたいな扱いで予算措置がございまして。ところが、自主防災というのに、これは自主だから予算は要らんという考え方はあるでしょうけれども、実は、災害救助法だったかな、国民保護法等の中にも実はこの自主防災組織という組織をうたっています。うたっているということは、何らかの行政等のつながりがあるのではないかなと思いますけれども、これの関係というのがやはりどういう関係になっているのか、例えば20年度予算にもそういうのが盛り込んであるのかどうかということを質問いたします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

自主防災組織の予算についてですけれども、特に予算化をする考えはございません。

ただ、今現在、県のほうで自主防災組織の設立に向けて強力的に活動していただいておりますけれども、講習会等が県主催で実施されています。それで、ことし4名の鹿島市から、先ほど4組織があると申しましたけれども、そこから4名の方がその講習会に出られて、防災士の資格を取得されておられますけれども、その講習会の費用弁償等については、1人60千円ぐらいかかるそうですけれども、それについては県のほうからすべて負担をされているというふうなことを聞いております。

市としては自主防災組織に今あるところにも予算的な補助はしておりませんし、今後も今のところは考えてはおりません。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そして、先ほど自主防災組織の位置づけということで申しましたけれども、例えば、消防

団の活動と自主防災組織は当然違いますけれども、例えば、初期消火に関しては、自分の周りのとは自主防災組織で消火しなさいよというような規定もあるようでございます。だから、その明確さというのがちょっと明確じゃないんじゃないかなど。だから、例えば消防団の皆さんとか区の皆さんとか、自主防災組織も区の中にあるんでしょうけれども、こういうことでいろんな話し合いがされる予定があるのかどうかだけお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

自主防災組織については、我々もその必要性というのは十分認識をしております、現在地域防災計画というのを策定中でございます。その中でも自主防災組織というのはいくらもございまして、その設立に向けてはできるだけ多くの地区がこの自主防災組織を設立していただきたいということと、もう1点、今1つ計画を作成しておるのが、災害時の要援護者の方の避難をどのようにして確立をしていくのかというふうな形でも今検討を庁内でしております。これらのことを実現していくためには、この自主防災組織が当然必要になってくるというふうには思っています。

それで、役割というのは、身近な自分たちの地域で、先ほどありましたように、水利の問題とか、それから、消防団が昼間いらっしやらない、消防団が少ないときとか、消防団のOBの方とかがこのような自主防災組織の中に入れてある一定の役割を果たしていただくと、当然その中には初期消火というとちょっと危険性も出てきますけれども、そのようなものでなくても、防災に関するPR等にはぜひお力をいただくためにも、この防災組織というのは必要だというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

もう時間があと1分しかございません。最後の質問になります。

先ほど二本松通の水害について質問いたしました。あの中牟田のポンプ場とうまくつながればそれはなくなりますということでしたけれども、現実のことを言いますと、水害でどうと水が来ます。そして、西牟田のポンプ場が動くのはすぐ後なんですよね。ポンプ場が動いたらすっと引くんですよ、今でも。だから、中牟田ポンプ場ができたにしても、それが解決できるかなど、やはり一時的などうと水が来るのではないかなどという気がするんですね。だから、これに対してどうしていくかと。（発言する者あり）

○議長（橋爪 敏君）

簡潔にお願いします。

○8番（福井 正君）続

堰がありますけれども、その堰のあたりについてもどういうふうにご考えておられるのか、あれも一つの原因になっていると思いますので、そこら辺はどうかということでお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

現地の方も私も何回となく雨の日に拝見をいたしております。

ただ、先ほどありましたように、降雨期と用水期が重なりまして、先ほどのゲートが閉まっているというようなときもございます。これについては西牟田の生産組合のほうとお話をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時30分から再開します。

午後3時21分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2番議員松尾勝利です。通告に従いまして質問をいたします。

昨年4月から議員としてお世話になり、多くの市民の方々から御指導、御助言をいただきながら、現在まで務めさせていただいております。早いもので、その初年度も残すところわずかになりました。これまでの振り返ってみますと、何といたしても、長崎本線存続と新幹線長崎ルートの問題が最大の問題だと思います。きょうも2名の議員がこの問題について質問をされました。いずれにせよ、鹿島市行政の大きな転機に立たされたことは間違いありません。今後、鹿島市が市政の運営にどう取り組んでいくかが今後重要な課題になると考えております。

国は今、地方でできることは地方でやっという地方分権を進めております。地方の裁量権を拡大し、自主自立を促して、地方自治を実効的なものにしていこうという三位一体の改革であります。地方が取り組む各種事業の補助金は削減をされ、地方に配分されていた交付税が減らされてきました。地方交付税の依存度が高い本市にとっては、今後厳しい財政運営が予想をされます。

このような中、鹿島市は財政基盤強化計画を策定し、財政の健全化に向けた取り組みを行

っておりますが、今まで以上に歳出の削減に努め、自主財源を確保することが求められると思います。いずれにしろ、交付税が減額をされ、市全体の財源が減少することになれば、生活に直結をする福祉、教育、産業の振興、都市基盤の整備にも大きく影響が及びます。19年は三位一体改革の一つ、税源移譲が行われました。所得税を減らし、地方への住民税として増額をさせるという施策ですが、3兆円の税源移譲が行われました。地方の所得税が増加したことは、それを的確に納めてもらうことが自主財源の確保につながり、今まで以上に納税が重要であるという認識を持たなければなりません。市民の皆さんに納税に対して理解をもらい、平等に税を負担し、市の財政健全化に協力してもらわなければなりません。

そこで、第1点目の質問ですが、19年、税源移譲が行われ、6月から住民税の納付が現在行われております。その納付状況はどうなっておるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、滞納繰越分の収納状況についてですが、滞納者の収納は、その人の経済状況を詳しく把握することが最も大切だと言えます。払えるのに払わないのか、何がしかの理由で本当に払えないのか、正しく判断をする。そして、それぞれの納税者ごとに相談に乗って、納付の方法等に対応をしなくてはならないと思います。滞納額がふえると、全体的な収納率の低下になります。まず、18年度の滞納繰越分の金額、収納率についてどうなっているのかをお尋ねをします。

次に、大きな2番、公の施設の運営管理ということで質問をいたします。

平成15年6月、地方自治法の一部を改正する法律案が提出をされ、同年9月から指定管理者制度が施行をされました。当市においても既に8つの施設で指定管理者制度の委託が行われております。昨年12月議会において、公民館の設置条例の改正と6地区の施設の指定管理者の指定に関する議案審議を行いました。公民館の設置条例改正については、6名の議員が、また6地区の施設の指定管理者の指定については5名、これは重複も含まれますが、質問をいたしました。他の議案の審議より多くの質問が出たように私は受けとめました。このことは公民館が社会教育の場として重要であり、地域の人たちと密接にかかわっているということ。各種団体の交流の場であり、議員みずからがいろいろな面でかかわりを持ち、重要な案件であるという認識からだろうと私は推察をいたします。今まで、市の職員の方が公民館業務に携わることは地域の人たちと触れ合い、地域の実情を肌身で感じとられて、その後の市の行政に役立ててもらっていたと高く評価をしていました。いろいろの思いはありますが、可決をして地区の振興協議会に、鹿島地区は鹿島公民館運営協議会に指定管理者の指定をされました。その後の動きについて、公民館の職員の公募、採用試験、採用内定がなされていると思いますが、そのことについて、どのような状況であったのかを、まずお尋ねをしたいと思います。

また、今までに、8つの施設が指定管理者に委託をされ、現在運営をされております。一、二年を経過しておると思いますが、これらの施設が運営管理上、指摘をされるような状況は

なかったのか。また、委託業務におきましても、業務の遂行に問題は起きていないのか、そのことについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

私のほうから、まず税金の納付状況についてということで御答弁いたしたいと思います。

まず、第1点目の平成19年度税制改正に伴う影響額、これは、まず税制改正があったのが65歳以上の非課税廃止に伴う影響額ということで、これが約2,100千円、1人当たり1,900円の税金の増と。それから、定率減税の廃止による影響額、これが約40,000千円、1人当たり3,600円の増と。それから税源移譲による影響額、これが225,000千円、1人当たり20,300円というふうな形で、今年度住民の税負担がかなり大きくなったと。これは先ほど申し上げられましたとおり、税源移譲ということで市の自主財源確保というのが急務になってきているという中で、ことしの収納状況はどうだということでございますが、1月末現在の収納状況、対前年度比を比べてみますと、住民税で18年度が74.8%、19年度が72.2%ということで2.6%の減。それから固定資産税が、平成18年度が77.4%、19年度が77.8%ということで0.4ポイントの増。それから国保税が、平成18年度が71.6%、平成19年度が71.4%ということで、0.2ポイントの減ということで、固定資産税、国保税につきましては、ほぼ前年並みということで推理しておりますけど、住民税だけにつきましては2.6%の減ということで、税源移譲による影響が住民税にあらわれているんじゃないかというふうにとらえております。全国的に見てみましても、住民税につきましては2.5ポイントの減、それから県においても3.0ポイントの減ということで、家計支出に係る住民税の負担がかなり重くなってきているというのがあらわれているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、18年度の決算状況によります過年度分の収納率、それから現年度分の収納率ということで申し上げますと、過年度分の収納率12.16%、繰越額が225,056,736円、それから18年度の収納率96.93%、翌年度に繰越額が82,811,441円ということで、18年度の決算状況につきましては、以上のようになっているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

私のほうから、松尾議員御質問の平成20年4月から6地区公民館で採用される職員の採用試験の状況についての御質問にお答えいたします。

今回の地区公民館の職員の採用試験につきましては、6地区とも市は全く関与することなく、それぞれの地区の公民館を受託していただいた、先ほど議員のほうからもありました各

地区振興会等の指定管理者が市報や公民館だよりで職員募集の広報を行い、2月中に面接などの採用試験を実施されるところでございます。応募者数は、6地区全体で男性42名、女性28名の合計70名で、その地区別の内容を参考までに申し上げますと、鹿島公民館が26名、能古見公民館が10名、古枝公民館が10名、浜公民館が4名、北鹿島公民館が17名、七浦公民館が3名でございました。多少人数に差があるわけですが、これは恐らく鹿島公民館と北鹿島公民館の応募が多かったのは、この2地区は市内全域から募集をかけられたことも要因としてあったと思われまます。そのほかの4地区は、受験者の居住地をそれぞれの地区に限定されて応募、公募をなされております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

鹿島市における指定管理者の制度の問題点についてのお尋ねです。

鹿島市におきましては、指定管理者制度は、先ほどのお話のように18年度から本格的に導入をいたしました。この結果につきましては、去年の9月議会で報告をいたしましたとおりでございます。そして、鹿島市におけるこの制度の問題点でございますが、ほぼそれから2年を経過しておりまして、この8施設を所管します各課に状況を聞いておりますが、ここの施設で、この制度の導入に伴って問題を生じていることはあっておらないようです。もちろん運営をする上で、施設が老朽化しているとか、そういった問題はございますが、これは管理者が市であろうと、指定管理者であろうと関係がないことございまして、制度導入の結果の問題点ではないというふうに考えております。

これとは別に、この制度そのものの根本的な問題として、鹿島市のように小さな都市では施設を運営できる民間企業とか、そういった団体が乏しくて、単独してもう決まったところを、例えば地元でございますとか、そういったところに単独指定をせざるを得ない点でございます。こういったことから、経費節減の効果も極めて限定的になってくるというような結果が生まれてきます。ちょっとデータが古いですが、18年の5月から6月の段階では、9市では8割以上がこういったところをお願いをして指定管理者を続けているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

まず、納税のことについてお尋ねをいたします。

先ほど税務課長のほうから19年度の税源移譲による影響について御説明があったわけです。

が、定率減税でも影響が出たと。あと住民税の老齢者、非課税措置、これは、ずっと平成17年度から暫定的に18年度が3分の2の減額、19年度が3分の1を減額ということで現在来ております。そういうことで、この老齢者年金の非課税措置については、18年と19年の税源移譲によっては大きな影響は出ておりませんが、20年度については全額負担となるということでございますので、その20年度については、また新たな税負担が市民の皆さんにかかってくるということになろうかと思えます。本当に納税者にとっては大変な状況になってきていると。その上で、ちゃんと納税に協力してもらわなければならないと、本当に大変な状況になってきていると思えます。

今回、所得税が減らされて、住民税が増額をされております。今までは、国からの交付金は全額予算のほうに組み入れることができたんですが、今回その額が、所得税が減らされて住民税が増額をされたその分に税金の収納率を掛けた分が実際の税収になってくるというふうに思えます。つまり、納税者がきちんと払っていただかないと、財源が厳しくなるということだと思えます。

そこで、過年度の鹿島市の税金の収納率のデータを見てみますと、現年度決算ですが、国保税を除いて過去5年間、平成14年度から96.8%、15年が96.3%、16年が96.5%、17年が96.6%、18年が96.9%と、ほとんど変動がないようなデータになっております。

一方、佐賀県内のほかの7市を例にとってみますと、佐賀市が平成14年、97.4%だったものが平成18年には98%、武雄市が14年から18年まで、ほぼ98%で推移をいたしております。7市の平均で見ましても、合併の変動要因はあるにしましても、97.7%から97.9%ということで推移をしてきているような状況でございます。鹿島市は平均と比較をいたしまして、約1%収納率が低いというデータが出ております。鹿島市の一部企業は堅実な運営を続けておられる。そういう中で、この差が出ているというのは、どういうふうな要因があらわれるのか、そここのところの答えをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

まず、税源移譲により来年もかなり厳しくなるんじゃないかというふうな言われ方をされております。住民負担が多くなってきているという部分があります。ただ、住民税が1年早く税源移譲になっておるということで、恩恵を受けられる分は、所得税につきましては今申告をされておられます。したがって、増になった分の恩恵につきましては、所得税は今されて減になっておられるということで、所得税を去年と比べて見られますと、所得税の負担はその分軽くなってきているんじゃないかなというふうに考えてはおります。

それからこの、先ほど申し上げました収納率が2.6%ですね、住民税で落ちていると。こ

これは、現在私たちも精いっぱい収納努力をやっておりますけど、今後、年度末に向けて、さらに出納整理期間まで全力を傾注して徴収努力をやっていきたいというふうに考えております。特に、4月は1年で唯一税金の納期のない月でございます。そういうところを住民さんをお願いをしながら、納税の収納率向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、過年度分を他市と比較して、収納率が1%ほど低いということを言われたわけですけど、他市と比較した場合、徴収率については電話催告、臨戸徴収、分納相談、資産・預金・生命保険調査、これは他市と連絡調整をしながら、いろんな工夫は、情報を仕入れながら私どももやっております。ここで、どうしてもその理由はということで、一つ考えられることは、一般的に徴収率を悪くするという要因と言われておりますのが、それぞれの地域の所得事情というのがございます。これを簡単に上げてみますと、佐賀市が大体1年間の1人当たりの所得金額は3,109千円、それから、鳥栖市が2,977千円、それから、武雄市が2,589千円、鹿島市が2,503千円ということで、佐賀市と比べてみますと、一人当たり年間600千円違います。その生活状況ですね、そういうことを加味した中での徴収率という形が若干あらわれてきているんじゃないかなという部分あります。これは正式に分析したわけではございませんので、一般的に言われている理由が、そういう部分があるんじゃないかなと言われております。

それからあと、この徴収率につきましては、差し押さえ財産の配当、これはそれぞれの市、それぞれで違いますので、なかなか徴収率に云々という形ができないという部分があります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、各市と比較した徴収税についてお伺いしたんですが、佐賀市のほうが1人当たりの所得が大きいということで、そのことが要因になっているんじゃないかというような答弁だったと思いますが、白石町の場合が98.5%、こちらのほうもかなり高いんですね。ということで、白石のほうも鹿島と同じような産業構造といいますか、変わらないような状況の中で、これだけの所得税の収納率を上げておられるということで、私としてはもう少し別の要因もこの中に入ってくるんじゃないかと思うんですが、1%といいますと、鹿島市の税収30億円にすれば30,000千円でございます。かなりの額の金額になります。そういうことで今、先ほどおっしゃられた上に、この努力をすれば改善の余地があるのかどうか、そこら辺のことをお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お尋ねの収納率について改善があるかということですが、これは当然、改善しなければならぬ問題でございます。したがって、私たちは今後も基本的には粘り強く納税交渉をやっていくと、まずそれ以外ないというふうに考えております。これは、どうしても納税義務者の方とお会いして話をしないと、どうしても次ができないということがまずあります。重点的には、まずそう考えております。

それから、第2点目が預貯金、生命保険調査、これをとにかく徹底してやりたいというふうに考えております。今、日本の1世帯当たりの平均貯蓄が12,000千円から13,000千円だというふうに言われております。そういう中で納税者の資産調査ということで、これをまず滞納対策の第一歩だというふうな考え方で取り組むよう今やっております。

それから、不動産の調査、これは従前からやってきております。ただ換価がなかなか難しいという部分もございますので、徴収率に即結びついてくるというふうな状況にはまだなっておりません。

それから、4点目が、これは動産の差し押さえをやるということで、平成19年度から取り組んでおります。この動産の換価が、これがやりやすいと。これは今年もやっておりますけれども、ヤフーのインターネット上で公売をやるというふうな形でやっておりますので、とにかく換価がやりやすいということで、この動産に目をつけた滞納処分を今後やっていきたいというふうに考えております。平成19年度は、タイヤロックについても補正予算で可決をしていただきましたけど、今年4件ほど家宅捜査をやって、動産差し押さえやっておりますけど、まだ車の差し押さえまではいっておりません。大体そういうことを踏まえながら、従前の収納努力と、それにあわせて今言ったようなことを取り組んで収納率向上に励んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、お答えの中にもう次の滞納対策のことについてまで、かなり触れられてお答えをいただいたと思っておりますが、この滞納繰越額、もう早速入っていきたくと思いますが、18年度回収率が12.16%あられると、5年前の14年度が6.9%、4億円あった中の27,000千円が回収をできた。今回は220,000千円ですか、270,000千円ですかね、18年度は。とにかく今年度は回収率が12.16%、かなりの改善が見られております。そういう意味で評価はしたいと思いますが、これも他市と比較をしてみますと、やはり佐賀市が24%、鳥栖市が21.7%、武雄市が16.5%、それに対しまして鹿島市は唐津市と並んで12.2%と、この滞納分についての収納も低い値になっているわけでございます。その現年課税分と滞納繰越分を合わせた総額

に対する滞納分がどれくらいかという割合を見てみますと、佐賀市が6.7%、鳥栖市が4.4%、武雄市が5.5%というのに対しまして、唐津市が9.2%、鹿島市が9.4%ということで、滞納分の全体に占める割合の大きい状況が鹿島でまだ続いているというふうに分析をいたします。

ここで、佐賀市の場合、対策として先ほど申されたように個人ごとの動産、それから預貯金、給与などをデータベース化して、全体のその人の状況を見きわめて、効率的に滞納管理を行うという滞納管理支援システムというのを16年度から佐賀市のほうは導入されてきておられます。15年、13.9%だったのが、18年度に24%に上昇していると。それだけの要因ではないと思いますが、鹿島市もこのような滞納管理支援システム、こういうのに対してどういうふうな取り組みをなされているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

滞納管理システムについてどういう取り組みをしておるかということでございますけど、滞納管理システムにつきましては、鹿島市のほうも平成20年度からこのシステムを導入して、より確実にスピーディーな滞納処理をやっていくということで計画いたしております。これは3市3町の共同開発ということで、杵藤広域圏の電算センターのほうで開発をしていただいて、20年度から実施していくということを予定いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

先ほど滞納対策の中でおっしゃったタイヤロック、それからインターネット公売、このことは昨年の12月に可決をして現在取り組まれておりますが、この軽自動車税の滞納も14年、4,600千円あったのが現在は7,840千円までふえているというような中で、今年度取り組まれますと、今年といいますか、今取り組まれているということでございますが、インターネット公売なんか、今現在行われておるとは思いますが、その状況についてお伺いできますか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

インターネット公売につきましては、現在ヤフーのほうで実施をいたしております。先ほども申し上げましたけど、家宅捜索をやったのが市単独で4件ということをしております。件数で56点。この分がきょうの午後から競りにかかっております。6日、はっきりちょっと覚えておりませんが、きょうの午後から競りにかけております。それでその結果はどうなるかわからないんですけど、かなり応募者はあったという状況にはなっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

このインターネット公売、それからタイヤロックについては今からやっていくということで、その効果といいますか、市民の意識の、こういうことをやることによって、もっと納税を自分たちもしっかりやっていかなければいけないという意識の改革にも私はなると思います。その点で、よろしくお願いをしたいと思います。

ここで納税のデータを示しながら、市の納税に対して伺ってきました。この納税、これから本当に大事なことになってくると思いますが、ここで市長のこの納税に対するこれからの取り組みといいますか、お考え方をお伺いできればと思うんですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

納税に関するこれからの取り組みについての考え方ということの御質問でございますけれども、先ほど担当課長のほうから申しましたように、この納税の取り組みについては特効薬というのがないわけですね。ですから、これはとにかく地道に、当初はもう世間話でもいいですから、納税者とのつながりをいかに深めていくかと、これが大きなポイントだと思っております。そういう意味で、とにかくこれは地道に地道に積み重ねていく以外にはないというふうに思っているところでございます。

それから、社会的な要因としましては、企業あたりは空前の収益を上げているというふうなことがあっておりますけれども、やはりそういったことで、第1次産業の構造が多い鹿島市におきましては、やっぱりこの第1次産業の振興というんですかね、活性化というんですか、ここらあたりが大きなポイントを占めてくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

市のほうも地道に対応していくということでございますので、今後の動きを慎重に見守っていきたいというふうに思います。

それから、大きな2点目の公の施設の管理運営ということでございます。

今、応募、採用についての御説明がありました。かなり地域の間で公募の要項の違いによる差ともさっきのほうでおっしゃってございましたが、差がっております。あるところでは、面接の場で平日以外の勤務について、その面接の場で問われて、やはり土曜日、日曜日、

それから、夜間等の勤務がかなりあるということで、家族の状況からして無理だということで判断をされて、その場で辞退をされたというようなことも伺っております。内定をされた方は、十分承知をしておられると思いますが、勤務内容について、もう少し詳しく募集要項に書かれるか、口頭で説明をされておけばという思いを私は持ちました。応募が少なかった地区もあります。もちろん、今回採用された方は優秀な方であるというふうに思いますが、やはりいろいろな世代の方が広く応募をされて、その中から採用をされる、これが私は理想だというふうに思っております。そういう意味で、子育て世代にとっては、この条件が必ずしもいい条件ではない、厳しい条件であると私も認識をしております。そこら辺で、この応募の年齢等でどのような方が今、今回採用をされたのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

まず、募集が地区によって偏った人数になっていたというのは、募集要項そのものは6地区ともほぼ似たような内容でした。先ほど申し上げましたのは、募集ができる地区を限定したことによって差が出たのではないかと私たちは思っております。地区公民館の採用試験を受けられた方で、土・日・祝日、夜の勤務があることがちょっとわからずに応募をされた、受験をされたということから、職員募集要項等の勤務時間の項目について、もう少し表現が必要ではなかったかという御質問でございますけれども、6地区公民館とも受験者には職員募集要項というのを事前に交付をし、その中の勤務時間の項目の表現は6地区ともほぼ、これ協議がなされていますので、似たような表現ですけれど、例えば北鹿島公民館の例を申しますと、1日8時間で週40時間とします。通常勤務は8時30分から17時30分、昼休み12時から13時。土・日・祝日は休みですが、夜の会議、休日のイベント、管理人が開館、閉館の対応ができなくなったときや選挙や災害対策のときなど、開館する時間が不規則な場合の出勤もありますと表現してもらっているところです。このような表現を見ていただければ、地区公民館の職員には土・日・祝日、夜の勤務などがあるということを受験者の方にはお伝えできたのではないかと考えております。

子供を養育される世代にとっては、確かに土・日勤務はあります、夜の会議もあります、厳しいとは思いますが、こういう条件で今までも地区公民館はやってきております。このサービスを維持していくためにも、こういう勤務体制でやっていただきたいと考えているところでございます。

それから、採用者の年齢ですけれど、20代から50代の方に幅広く決定しております、内定ですが。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今、応募要領については詳しく説明をされておるということでございますが、やはり地区で、七浦地区なんかはかなり3名ということで少ないわけです。七浦地区なんかは、結構地元でいろんな行事等あられて、その公民館の主事の業務ということも地区の人にも十分知っておられる。そういう中での応募が、こういうふうになったんじゃないかなと私は考えているんですよ。

そういうことで、これは結構ですけど、この雇用期間、1年から3年ということで地区ごとに違いがあります。これは地区ごとの判断でしょうけれど、この1年から3年の任期が来たときに振興会及び本人の承認を得て、再度雇用ができるというふうに明記をしてあります。継続をして長く務めていただければ、業務にもなれて精通されるというプラスの面もありますけれど、振興会の役員さんかわられるわけです。本来、指定管理者である地域振興会と、その職員さんの立場、長く勤めていくと微妙に変わってくるんじゃないかと。つまり、職員の存在といいますか、影響が強くなってくるんじゃないかという懸念をいたすんですが、そのことはどうでしょうか。また、逆に短い期間で交代をしていくとなると、次の雇用がどうなるかという不安の中で仕事をされるわけですから、就業意欲、そういうようなものについても影響が出てくるというふうに思います。そのことについてはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今回、採用予定職員の雇用期間が満了した時の採用方法についての御質問だと思います。

地区公民館によって、先ほど議員申されましたように、今回採用職員の期間1年から3年と異なっておりますが、6地区とも雇用期間を設定されております。そこで、雇用期間が満了したらその後の職員の採用はどのようにするのかという御質問だと思いますけれど、各地区公民館職員の採用につきましては、指定管理者制度の導入ということで、先ほども申しあげましたように、市は全く関与することなく各地区の振興会等にすべてお任せしていることでございます。先ほど申されましたように、職員の採用が長期化することもメリット、デメリットがありますし、短期間でもメリット、デメリットがあると思います。その辺も、今後地区で振興会等で検討はされると思います。今回採用予定職員の雇用期間満了後、その職員をそのまま継続雇用されるのか、試験を行われるのか、試験をしてまた再度採用されるのかの判断等についても、各地区振興会等の理事会等で決定されるものということで今聞いております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

私は長年務めてもらう、地区の人を雇用して地区で長年務めてもらうということは、なかなかあなた辞めなさいというふうに言いにくくなるんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺のことで少し心配をいたしております。やはり地域の独自性という観点から、職員の影響力、これが大きいんじゃないかなと思いますし、いずれにしろ、この職員の雇用というのは私としては不安な要素があるというふうに思いますので、今後見守っていきたいというふうに思います。

今まで人事のことについて質問をしてきましたが、管理運営についてお尋ねをしたいと思います。

その他の施設も含めた質問になろうかと思いますが、先ほど今まで指定管理を受けた施設については、余り問題がなかったということで御答弁をいただいております。地方自治体、こういう地方の自治体は、やはり受け皿となる組織が少ないということで、ある程度団体を指定して、今この指定管理者の指定が行われております。鹿島市でも先ほど説明がありましたように、9施設のうち8施設ですか、ちょっとわからなかったんですが、こちらのほうから指定をして管理運営を委託しているということでございます。その管理運営の委託料ですけど、現在鹿島市の施設の委託料、算定をどのようにして出しておられるのか。それから前年度算定をして、今年2年ぐらいたっておるんですけど、その算定の額が変わっておるのか、そこら辺のこと、どうなっているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

指定管理者の委託料の額でございますけれども、これは基本的には先ほど申し上げましたように、地元への委託、単独指定と申しておりますけれども、単独指定しかとるべき道がないというようなことから、今まで委託をした時、それから、あとは人件費、ここらあたりを考慮しながら、前年の委託のベースを基準にしながら、この委託料を決めております。

2点目の前年度と、18年度と19年度、あるいは19年度と20年度になりますが、見直しを続けております関係で、額については若干違ってきていると思います。例えば、大きなところでは蟻尾山あたりが、かなりこの指定管理者が大きいものですから、消費税あたりがかかってきます。そこらあたりを若干考慮したりなんかしておりますので、額は動いているかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この委託金、委託をしているから、もう向こうのほうで管理運営を任せるということで、精算は行わないんですよね。それぞれの施設において精算を行わないということです、それぞれの施設がどれぐらい予算を組んで、事業計画を組んで、それについてこういう決算をして、事業報告、こういうことをやりましたということの報告は、市のほうにどのような形であっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

大きな都市でございますと、この指定管理者が上げた利益の中から、例えば数%とか、数十%、市のほうに還元をさせると。そして、残る利潤の数十%ないし数%は指定管理者が取ってもいいよというようなことも事前に契約で定めている団体もありますが、鹿島市の場合には当然そういうこと——当然と言ったらおかしいですが、そういった利益、利潤を生み出すというようなことはちょっと考えにくいものがございますから、委託料につきましては先ほど申し上げましたように、従前の委託料関係を参考にしながら決めております。そして、この年度の決算につきましては、各課がこれは事業報告書というものをとりまして、そして、議会にまで、先般市長がお約束しましたとおり、議会にも報告せよというようなことございましたので、前年の9月で御報告をいたしましたような形で決算の報告を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

私は、その事業をやったお金の中から余剰金が出たのを市にという考え方はないんですよ。ただ、その事業がそれだけのお金で本当にいいのか、あるいは、もう少し足りないからこういうふうにしてほしいのかと、そういうことを市のほうで的確に把握をしておられるかと、そういうことを伺いたかったわけでございます。やはり、この今まで直営でやっておられる場合は、その収支のことがちゃんとわかる。でも、委託をすれば、やはりそこら辺のことが少しわかりづらいといえますか、そういうふうになってきて、そこら辺からいろんな問題が出てきはしないかということをちょっと心配したから、その質問をしたわけでございます。

次に、この指定管理者の関連で、資料をちょっと調べておって、岐阜県の多治見市、ここは人口約11万人の市ということですが、もちろんこの指定管理者制度について取り組んでおられます。それで現在、市場化テストといって、いろんな市の事業について、専門的などこ

ろは市のほうでちゃんと企画立案とか、そういう重要なポストは市のほうでやっていくと。でも、市の行政の中で民間から話を聞いて、こういうことは民間でもいいんじゃないですかとか、あるいは行政の中から、そういうふうはこの事業は民間に委託してもいいんじゃないかというようなことを考えられて、それを第三者機関、いろんな学識経験者とそういう方にゆだねられて、そこでやってみてはどうかということになれば、市場化テスト、3年ぐらいの期間をおいてそういうことをやってみると。それで、その後にもう一遍ちゃんと精査をして、それでよければ、また次に進むというようなシステムを今つくっておられます。その中で、この指定管理者制度に、第三者の評価委員会で総合的に評価をされて、報告書としてまとめ、市民の情報の開示をされているということでございます。当市としても、そのようなことについて今後取り組まれる予定はあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ちょっとさっきの話になりますが、新年度の当初予算で、この委託に類するものが約250件ほどあります。先ほども議員おっしゃいました市場化テスト、これは市のほうでもこれだけ職員数がピーク時の300名から250名あたりにまで減ってきますと、そういったことは当然もう考えていかないといけないときに来ているかと思えます。このことにつきましては、企画のほうでも常に頭に置いておりまして、できるものはなるべく委託をしようと、もちろんコスト、費用対効果の関係もありますけれども、できるものはそういったことでやっていこうというようなことで考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

先ほど言いましたように、その市場化テストの前に、現在行っている指定管理者、このことについて、これも第三者機関といいますか、市あるいは市の方じゃなくて学識経験者あるいは住民代表の方々にこういうふうでやっているということで、3年から5年ごとにぐらい事業の見直し、本当にこの事業をやって、今のままでいいのか、あるいはもう一度考え直して市の直営にしたらいいんじゃないかと、そういうようなことの検討も必要じゃないかと私は思っております。そういうことで、その事業の健全化、あるいはこれから持続性を保つためには、その事業の見直しの検討、これも必要じゃないかと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほど、ちょっとお答えを中途半端で終わってしまいました。ただいま言われますように、管理者側に対しての評価といいますか、そういった見直しあたり、これは絶対に必要なところではなかろうかと思えます。ただし、先ほども申し上げましたように、根本的な問題として、その受け入れをしてくれる団体、これが少のうございます。それで、例えばここがダメだからこっちというような選択肢があったらば、これはもう少し見直しあたりもスムーズにいくかと思えますけれども、ここがダメだからこれと、こっち側の受け皿がないというようなところがかなりの問題でございます。それで、この見直しといいますか、仮に今8カ所をやっております指定管理者、これを直営に戻した場合はどうなるかというようなことの検討は先の議会でも御質問がありまして、その評価といいますか、その比較はやっております。かなりの高額になってまいります。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この指定管理者制度、言われるように鹿島市は受け皿になる団体が少ないと、そのことは十分私もわかります。だから、ここがダメだからここに委託をしようということではないんですよ。やはりその事業をちゃんとやっていくための見直しです。それを的確にやっついていかないと、例えば、同じ事業を同じ団体にずっと続けてもらう、それはいいんですが、やはりどうしてもそこに気持ちの緩み、いろんなことで、問題が起きはしないかと、そういうことを私はちょっと心配をしておるんですよ。そこら辺でこの見直しというのは、やはり定期的に3年なり、あるいは5年の期間を定めてずっとやっていくと。その中でちゃんと緊張感を持って、お互いにそういう関係を築きながら委託をするということが私は大事じゃないかと、そういうふうに思って、今の質問をしたわけでございます。

この指定管理者制度、今後、ほかの施設、保育園とか給食センター等も今後どうなのかなと、よその地区ではそういうこともありますので、検討をされてこられると思いますが、やはりこの経費の削減、このことを追及する余りに、行政の今言ったような管理責任、これが後退をする、あるいはその管理責任の放棄につながるということが、この指定管理者制度について指摘をされて今までおります。鹿島市の場合は、そういうことはないというふうに思いますが、ぜひそこら辺のことを十分精査をされて、今度この指定管理者制度に取り組んでいってほしいと思います。

今回、この財政では税金の問題、やはり鹿島市が非常に今厳しい財政の中であるということで、税金の収納に対しては努力をし、また市民の皆さんの協力を得ながらやっついていかなければいけないということで御質問いたしました。それから、行政運営については、この指定管理者制度について、やはり市民の皆さんに公開をして、こういうふうにやっておりますと

いうことで、ちゃんと説明責任を果たしながら、市の責任として管理運営に当たっていただきたいというふうに私は考えております。そういう意味で、今後のこの2つの取り組み、一生懸命私としても注目をしながら見守っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で2番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明5日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時32分 散会